

# 上野原市こども計画

令和7年3月

上野原市

## 「こども」の表記について

内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和4年9月15日付け事務連絡で「こども」表記の推奨について（依頼）と題して、各府省庁に通知し、今後の行政文書においても「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとされています。

本市においても、国で示された表記方法を準用し、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。また、特別な場合の判断についても、国と同様の取り扱いを行います。

- ①法令に根拠がある語を用いる場合 例：子ども・子育て支援法における「子ども」
- ②固有名詞を用いる場合 例：既存の予算事業名や組織名
- ③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

# 目次

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格・位置づけ.....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画の対象 .....	3
<b>第2章 こども・若者と子育て家庭を取り巻く上野原市の現状</b> .....	4
1 統計データからみた上野原市の現状.....	4
2 アンケート調査結果からみた上野原市の現状.....	20
3 第2期上野原市子ども・子育て支援事業計画の評価.....	29
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	31
1 計画の基本理念.....	31
2 計画の基本方針.....	31
3 計画の基本目標.....	31
4 計画の体系図.....	32
<b>第4章 施策の展開</b> .....	34
基本目標1 将来への希望の形成とその実現に向けた取り組みの充実.....	34
(1) こどもが権利の主体であることの普及啓発.....	35
(2) 子育て負担の軽減.....	35
(3) 仕事と生活の両立支援の充実.....	35
基本目標2 地域における子育て支援の充実.....	36
(1) 子育てに関する情報・相談体制の充実.....	37
(2) 地域の教育・保育の場及び子育て支援事業の充実.....	38
(3) こどもの居場所づくりの充実.....	40
基本目標3 こどもの健康づくりに資する体制の構築.....	41
(1) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供.....	42
(2) 妊産婦への支援の強化.....	43
(3) 乳幼児健康診査等の推進.....	44
(4) 疾病や障がいのあるこどもへの支援の充実.....	45
(5) 児童虐待防止対策の強化.....	47
(6) 食育の推進.....	47
基本目標4 こどもの健全な育成を促進する支援の強化.....	48
(1) 児童の健全育成.....	49
(2) こどもの教育環境の整備.....	50
(3) いじめ防止対策・不登校支援の充実.....	51
(4) ひきこもりの青少年への支援の充実.....	52
(5) こども・若者を取り巻く社会環境の健全化.....	52
(6) インターネットの適正利用の推進.....	52
基本目標5 こどもの貧困の解消.....	53
(1) 教育支援の充実.....	53
(2) 生活の安定に資する支援の充実.....	54
(3) 職業生活の安定と向上に資する保護者への支援の充実.....	54
(4) 経済的支援の充実.....	54

基本目標 6 良好な成育環境の確保.....	55
(1) 社会的養護を必要とするこども・若者への支援の充実.....	56
(2) ヤングケアラーへの支援の充実.....	56
(3) ひとり親家庭への支援の充実.....	56
基本目標 7 安心・安全な子育てができる環境の整備.....	57
(1) 良質な居住環境の確保.....	58
(2) 安心して外出できる環境の整備.....	58
(3) 安心・安全なまちづくりの推進.....	59
<b>第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制</b>	
<b>(第3期上野原市子ども・子育て支援事業計画)</b> .....	<b>61</b>
1 教育・保育提供区域の設定.....	61
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方.....	61
3 こどもの人口の見込み.....	62
4 教育・保育の量の見込みと提供体制.....	63
(1) 保育所・認定こども園・幼稚園.....	63
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	67
(1) 時間外保育事業(延長保育事業) .....	67
(2) 一時預かり事業(幼稚園預かり保育 など) .....	68
(3) 病児保育事業(病児・病後児保育事業) .....	69
(4) 利用者支援事業.....	70
(5) 放課後児童健全育成事業(学童保育所) .....	71
(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ) .....	72
(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) .....	73
(8) 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター) .....	74
(9) 乳幼児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) .....	75
(10) 養育支援訪問事業.....	76
(11) 妊婦健康診査事業.....	77
(12) 子育て世帯訪問支援事業【新規】 .....	78
(13) 児童育成支援拠点事業【新規】 .....	78
(14) 親子関係形成支援事業【新規】 .....	79
(15) 妊婦等包括相談支援事業【新規】 .....	79
(16) 乳幼児通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】 .....	80
(17) 産後ケア事業【新規】 .....	81
(18) 実費徴収に係る補足給付事業.....	82
(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	82
<b>第6章 計画の推進に向けて.....</b>	<b>83</b>
1 計画の周知・啓発.....	83
2 推進・連携体制の構築.....	83
3 計画の進捗管理(PDCAサイクル) .....	83
<b>資料編 .....</b>	<b>84</b>
1 策定経過 .....	84
2 上野原市子ども・子育て会議条例.....	85
3 上野原市子ども・子育て会議委員名簿.....	86

# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

令和5年4月、日本におけるこども施策の方向性が大きく変わりました。

まず、こどもや若者が平等に健やかに成長できる社会、また、幸せに生活できる社会の実現に向けて、社会全体が一丸となってこども施策を推進するために、こども基本法が施行されました。こども基本法では、児童の権利に関する条約の4つの原則（生きる権利、意見の尊重、最善の利益、差別の禁止）のもと、6つの基本理念が示されました。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

出典：こども家庭庁ホームページ

さらに、これまで大人が中心となってこども施策を推進してきた体制から、こどもまんなか社会の実現に向けた体制へと変わることになりました。具体的には、施策にこども・若者の意見を反映させるため、様々な手段を通じてこども・若者の声を聞く機会を設けることになりました。そして、この中心的な役割を担う組織として、こども家庭庁が発足しました。こども家庭庁は、こども目線で考えて、国のこども施策を取りまとめるだけでなく、実際にこども施策を実行していく立場でもあります。

また、令和5年12月には、こども基本法に基づいた「こども大綱」や「こども未来戦略」が閣議決定されました。「こども大綱」では、こども基本法の基本理念に沿ったこども施策に関する基本的な方針が示されたとともに、こどもまんなか社会の実現に向けた重要事項が定められました。この重要事項は、こども・若者や子育て家庭にわかりやすく、そして、当事者として関心をもつことができるよう、①ライフステージを通したもの、②ライフステージ別のもの、③子育て当事者を対象にしたものの3つに分類されており、それぞれに重要度が高い事項がまとめられています。例としてライフステージを通した重要事項をみると、こどもの貧困や障がい児支援、医療的ケア児支援、児童虐待、ヤングケアラー、自殺対策など、昨今の社会問題を反映したものが挙げられています。

この重要事項と関連して、令和6年4月には改正児童福祉法が施行され、児童虐待防止に向けた相談支援や虐待から保護されたこどもへの支援が拡充されました。改正法の成立は「こども大綱」の閣議決定の前ではあるものの、これも「こども大綱」の重要事項への対応の1つだと言えます。今後は、このような重要事項に対する具体的な動きが国レベルで活発化すると見込まれています。

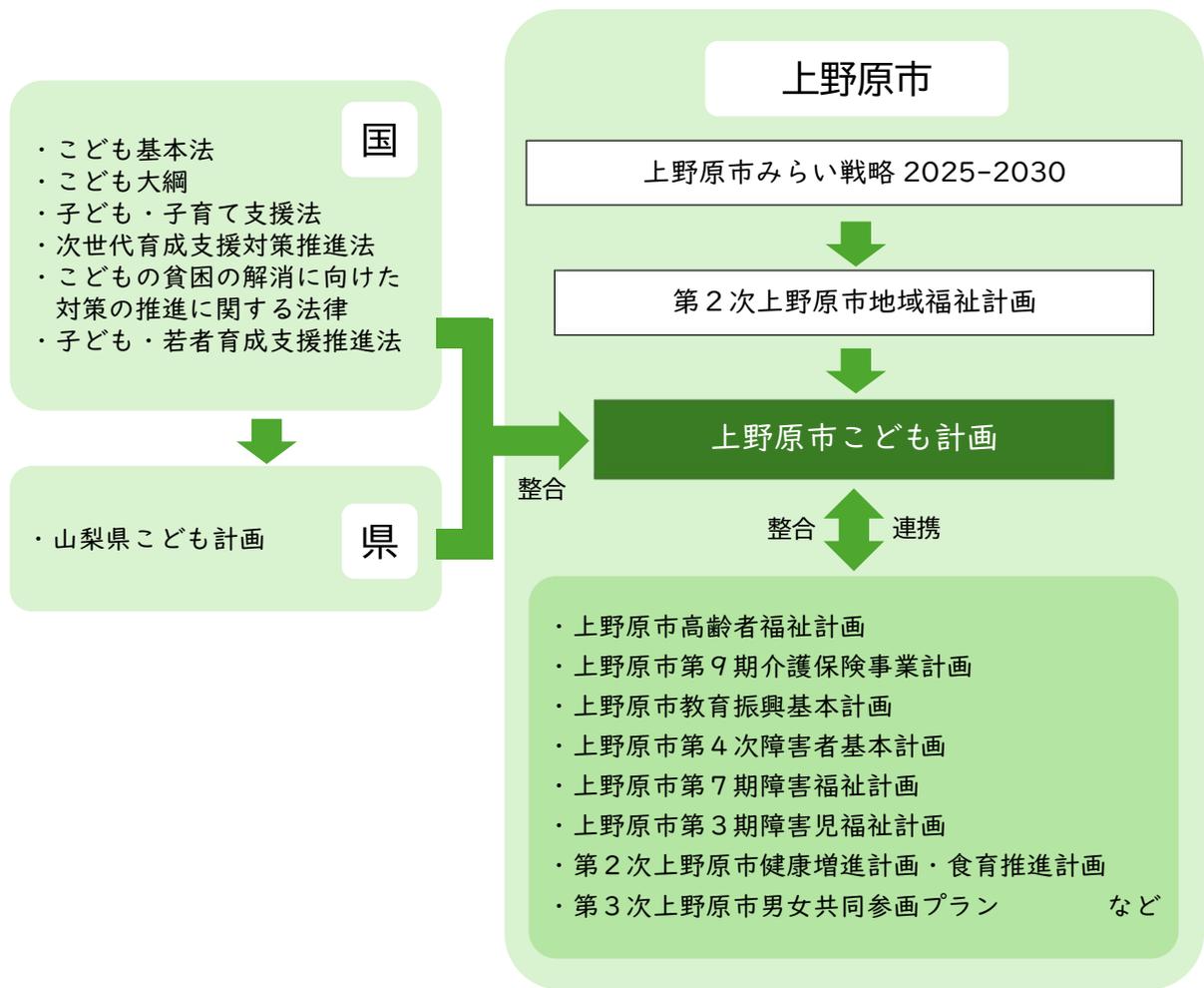
本市としては、こどもを取り巻く環境が大きく変わっていることを受け、こども・若者や子育て家庭への支援やその方向性を見直す必要があると考えています。これまで本市におけるこどもや子育て家庭の支援について定めた計画は、第2期上野原市子ども・子育て支援事業計画でしたが、令和6年度に計画の最終年度を迎えています。そこで、本計画を見直し、国や山梨県の示す理念や方針を勘案した新たな計画、上野原市こども計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定することにしました。今後は、上野原市こども計画に沿って、こどもの権利保障や子育て支援を総合的・計画的に推進していきます。

## 2 計画の性格・位置づけ

本計画は、本市におけるこども・若者や子育て家庭への支援を総合的に推進するための方向性や取り組み・事業などを示したものです。国が市町村に策定を求めている以下の計画を、一体的に策定しています。

- 市町村こども計画（こども基本法 第10条第2項）
- 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法 第61条）
- 市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法 第8条第1項）
- 市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画  
（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条第2項）
- 市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法 第9条第2項）

また、本計画は本市の最上位計画「上野原市みらい戦略 2025-2030」の子育て支援に関連する部門別計画として位置づけ、本市の他の福祉関連計画などと整合を図ります。



### 3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度を計画期間とする5か年計画です。計画の最終年度にあたる令和11年度には、次期計画策定のための見直しを行います。ただし、こどもや子育て家庭を取り巻く状況や社会的な動きなどから速やかな計画の見直しが必要とされる場合には、最終年度を待たずに計画の見直しを行うこととします。

令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
第2期上野原市 子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)			上野原市こども計画 (令和7年度～令和11年度)					次期 (予定)
第2期上野原市 まち・ひと・しごと創生総合戦略 (令和2年度～令和6年度)			上野原市みらい戦略2025-2030 (令和7年度～令和11年度)					次期 (予定)
第2次上野原市地域福祉計画 (平成29年度～令和8年度)					第3次上野原市地域福祉計画(予定)			

### 4 計画の対象

本計画は、①こども(0～18歳)、②子育て家庭(妊娠・出産期を含む)、③若者(13～29歳、取り組みによっては39歳まで)を主たる対象としています。対象の年齢は目安であり、必ずしもこの年齢範囲に限定するものではありません。

また、取り組みによっては、保育・教育施設や子育て支援に関わる民間団体、市内に事務所を構える事業所・企業、市内で生活している人々など、支援の対象を広く設定します。

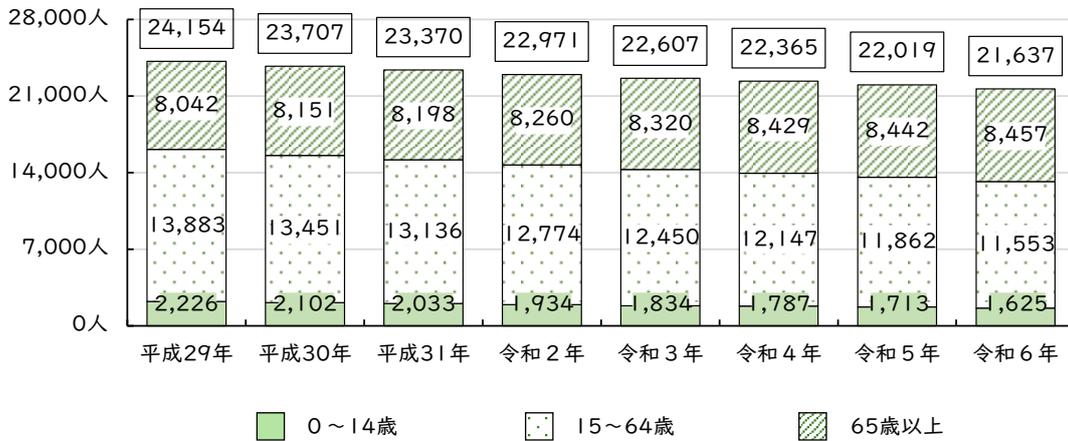
## 第2章 こども・若者と子育て家庭を取り巻く上野原市の現状

### 1 統計データからみた上野原市の現状

#### (1) 人口・世帯

##### ①総人口・年齢3区分別人口の推移

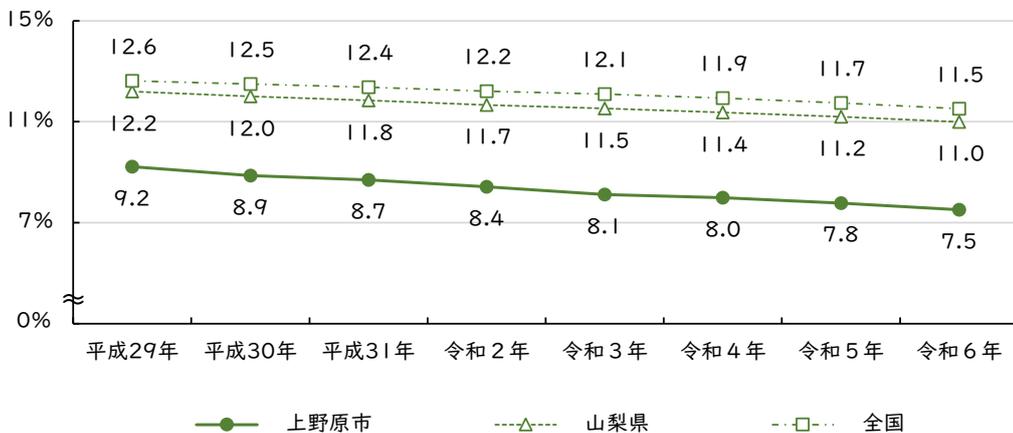
令和6年の総人口は21,637人で、内訳は「0～14歳」が1,625人、「15～64歳」が11,553人、「65歳以上」が8,457人となっています。平成29年からの推移をみると、総人口は減少傾向にあります。年齢3区分別では、「0～14歳」、「15～64歳」が減少傾向、「65歳以上」が増加傾向にあります。



※総人口には年齢不詳を含むため、年齢3区分別人口の合計と総人口は合致しません。  
資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）」（各年1月1日時点）

##### ②年少人口（15歳未満）割合の比較

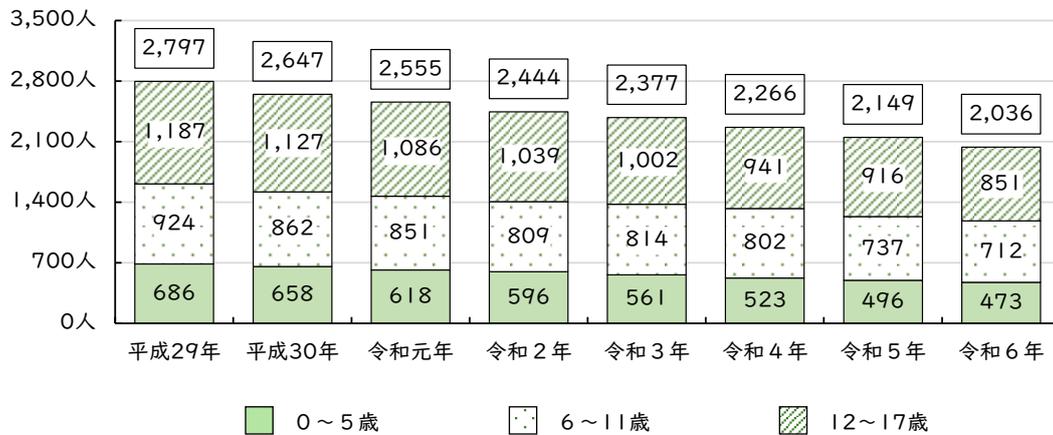
令和6年の年少人口割合は、7.5%となっています。山梨県や全国と比較すると、本市の年少人口割合は低い水準で推移していることがわかります。平成29年からの推移をみると、いずれも低下傾向にあるものの、本市は7年間で1.7ポイント減少しており、少子化の進行が急速に進んでいることがみてとれます。



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）」（各年1月1日時点）

### ③年齢区分別 18歳未満人口の推移

令和6年の18歳未満人口は2,036人で、内訳は「0～5歳」が473人、「6～11歳」が712人、「12～17歳」が851人となっています。平成29年からの推移をみると、18歳未満人口は減少傾向にあります。年齢区分別では、すべての年齢区分において減少傾向にあります。特に「12～17歳」の減少幅が大きくなっています。



資料：「年齢別人口統計」（各年6月1日時点）

### ④一般世帯数・1世帯あたり人員の推移

令和2年の一般世帯数は9,494世帯、1世帯あたり人員は2.34人となっています。昭和60年からの推移をみると、一般世帯数は平成17年まで増加傾向にあったものの、その後減少傾向に転じています。1世帯あたり人員は、継続して減少傾向にあります。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

### ⑤家族類型別一般世帯数の推移

令和2年の一般世帯数を家族類型別にみると、「核家族世帯」が5,341世帯、「単身世帯」が3,003世帯、「その他・不詳」が1,150世帯となっています。昭和60年からの推移をみると、「単身世帯」が増加傾向、「その他・不詳」が減少傾向にあります。「核家族世帯」は、平成22年まで増加傾向にあったものの、その後減少傾向に転じています。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

### ⑥家族類型別核家族世帯数の推移

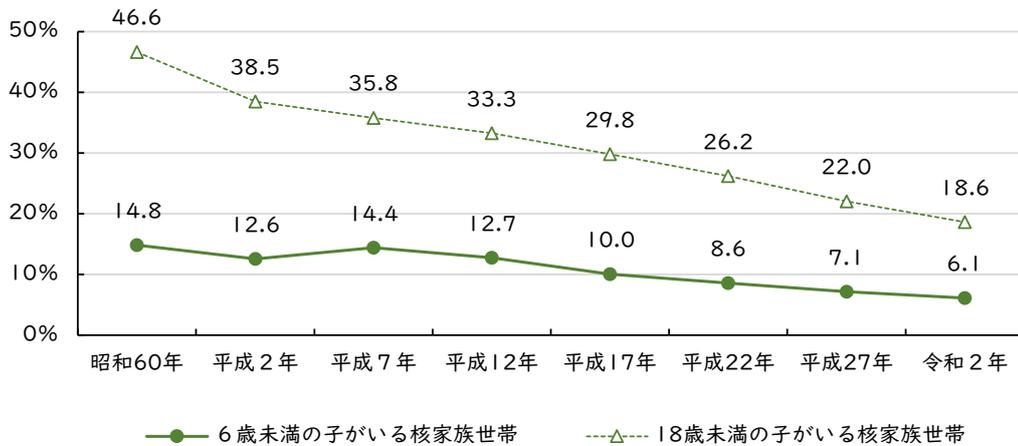
令和2年の核家族世帯数を家族類型別にみると、「夫婦のみ」が2,180世帯、「夫婦と子ども」が2,220世帯、「片親と子ども」が941世帯となっています。昭和60年からの推移をみると、「夫婦のみ」、「片親と子ども」が増加傾向にあります。「夫婦と子ども」は、平成12年まで増加傾向にあったものの、その後減少傾向に転じています。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

### ⑦こどもがいる核家族世帯割合の推移

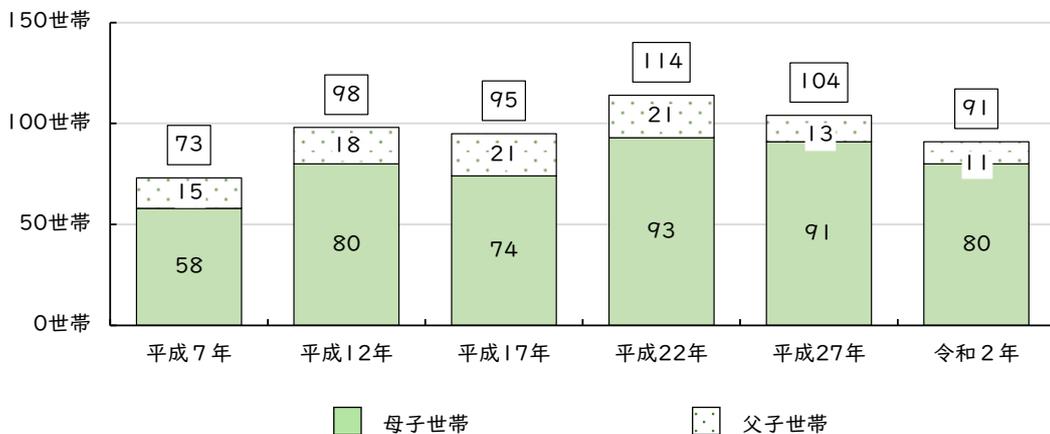
令和2年のこどもがいる核家族世帯割合は、「6歳未満の子がいる核家族世帯」が6.1%、「18歳未満の子がいる核家族世帯」が18.6%となっています。昭和60年からの推移をみると、「6歳未満の子がいる核家族世帯」が平成7年まで上下を繰り返していたものの、平成12年以降は低下傾向にあります。「18歳未満の子がいる核家族世帯」は、継続して低下傾向にあります。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

### ⑧ひとり親世帯数の推移

令和2年のひとり親世帯数は91世帯で、内訳は「母子世帯」が80世帯、「父子世帯」が11世帯となっています。平成7年からの推移をみると、ひとり親世帯数は増減を繰り返しながらも、平成27年以降は減少傾向にあります。ひとり親世帯の種類別では、「母子世帯」が増減を繰り返しながらも平成27年以降は減少傾向、「父子世帯」が平成17年・平成22年をピークに減少傾向にあります。



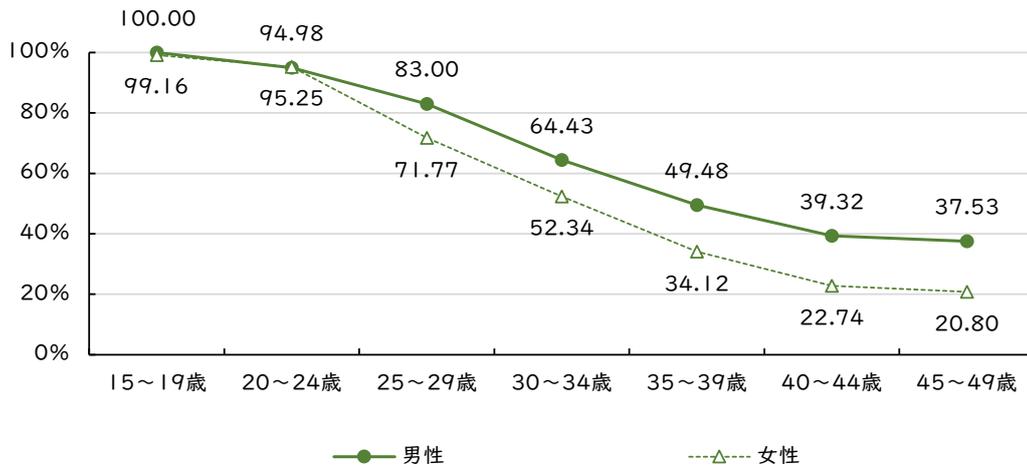
※ここでの「母子世帯」、「父子世帯」は、核家族世帯のうち未婚、死別または離別の女親または男親とその未婚の20歳未満のこどものみから成る一般世帯を指します。

資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

## (2) 結婚・出生

### ①性別・年齢別未婚率（令和2年）

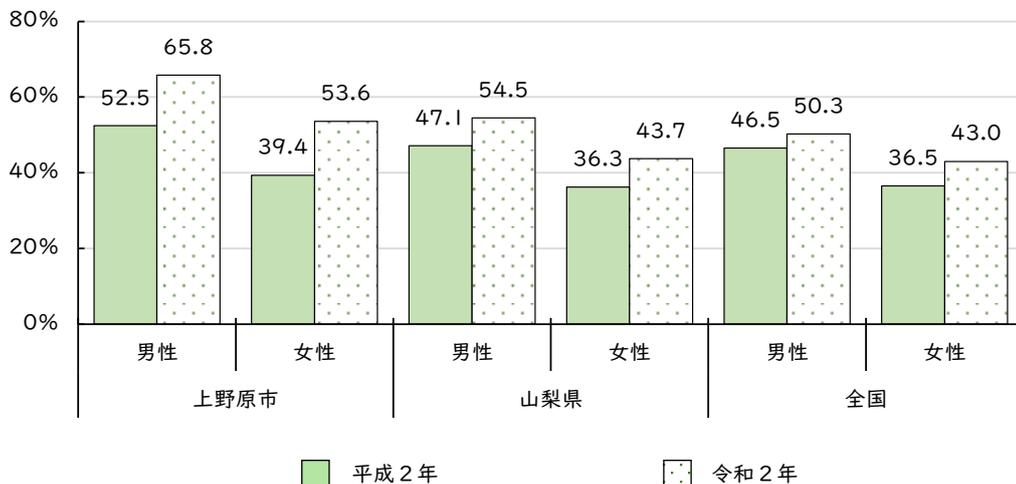
令和2年の未婚率を性別・年齢別にみると、『15～24歳』において性別による差がほとんどないものの、『25歳以上』においては男性が女性を10ポイント以上上回っています。年齢が高くなるほどその差は大きくなり、『45～49歳』において16.73ポイントの差がみられます。



資料：「国勢調査」（令和2年10月1日時点）

### ②性別未婚率の比較

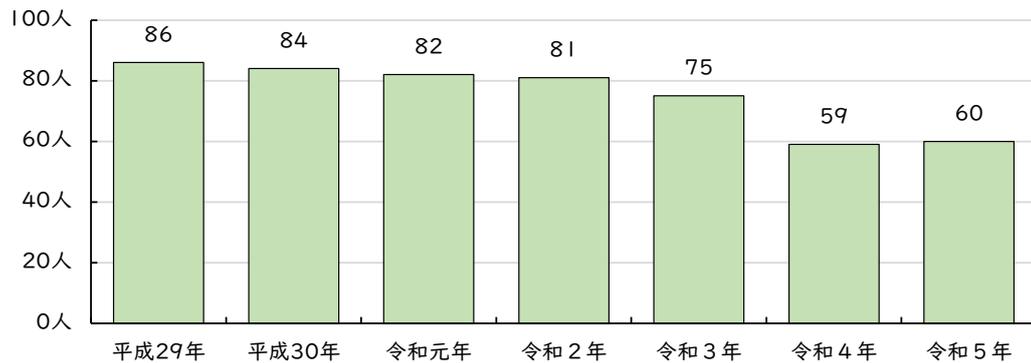
令和2年の未婚率を性別にみると、「男性」が65.8%、「女性」が53.6%となっています。山梨県や全国と比較すると、「男性」、「女性」ともに本市の未婚率は高い水準で推移していることがわかります。平成2年と比較すると、いずれも上昇傾向にあるものの、本市の上昇幅が大きく、「男性」、「女性」ともに13ポイント以上上昇しています。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

### ③出生数の推移

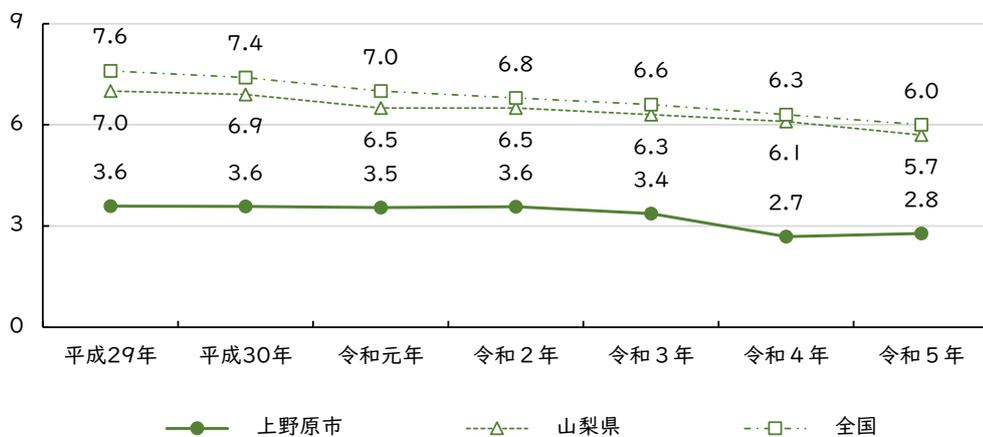
令和5年の出生数は、60人となっています。平成29年からの推移をみると、出生数は減少傾向にあります。特に令和3年から令和4年の減少幅が大きく、16人も減少していますが、令和5年は令和4年とほぼ同じ水準となっています。



資料：「人口動態調査」

### ④出生率（対千人）の比較

令和5年の出生率（対千人）は、2.8となっています。山梨県や全国と比較すると、本市の出生率（対千人）は低い水準で推移していることがわかります。平成29年からの推移をみると、いずれも低下傾向にあるものの、本市は令和5年に微増しています。また、平成29年からの6年間の低下幅は、本市が0.8、山梨県が1.3、全国が1.6と、本市の低下スピードはそれほど速くないことがわかります。

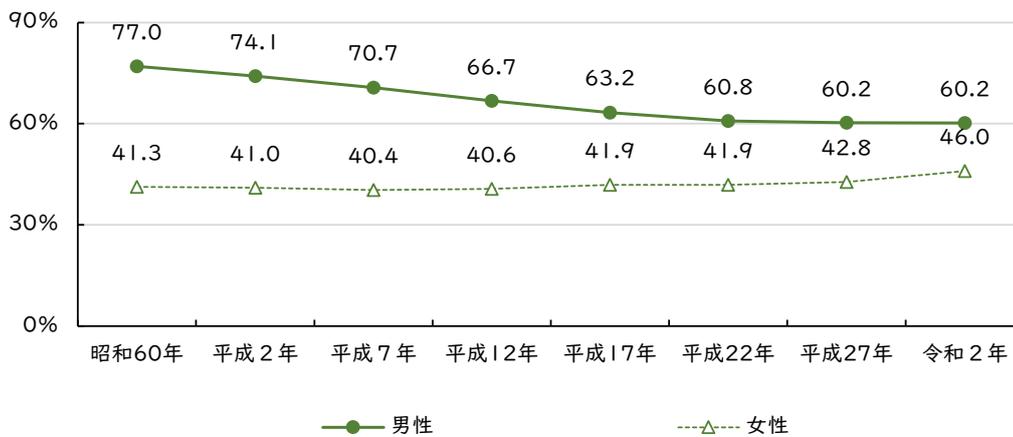


資料：「人口動態調査」

### (3) 就業

#### ①性別就業率の推移

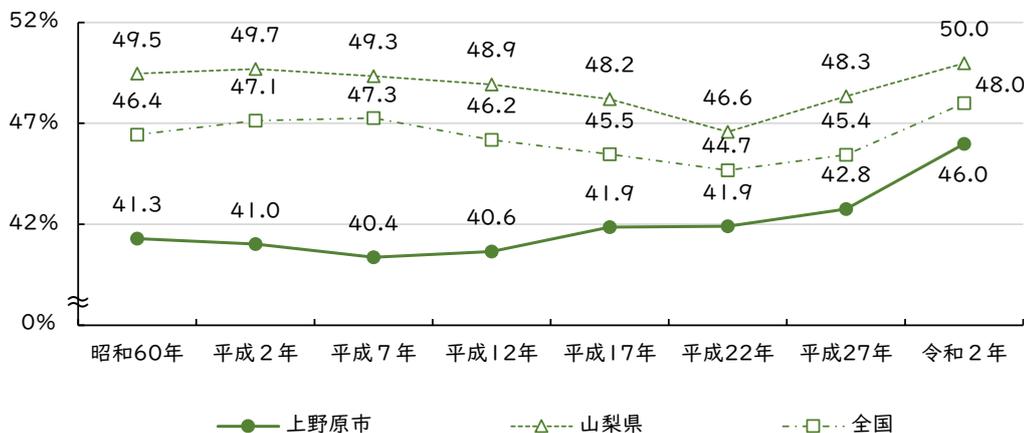
令和2年の就業率を性別にみると、「男性」が60.2%、「女性」が46.0%となっています。昭和60年からの推移をみると、「男性」が低下傾向にあります。「女性」は平成7年まで低下傾向にあったものの、その後上昇傾向に転じています。令和2年においても「男性」が「女性」を上回る傾向が続いているものの、その差は徐々に小さくなっています。



資料：「国勢調査」(各年10月1日時点)

#### ②女性の就業率の比較

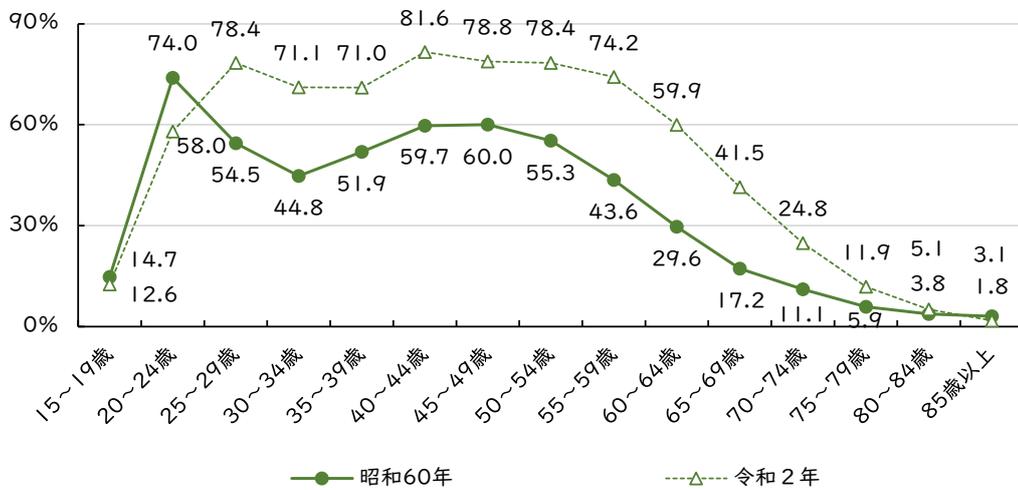
女性の就業率を山梨県や全国と比較すると、本市は低い水準で推移していることがわかります。昭和60年からの推移をみると、本市の女性の就業率は平成12年以降に上昇傾向にあるものの、山梨県と全国は平成22年まで低下傾向、その後上昇傾向に転じています。平成12年までは本市の女性の就業率が山梨県や全国よりも5ポイント以上低い水準であったものの、平成17年以降はその差が縮まりつつあります。



資料：「国勢調査」(各年10月1日時点)

### ③女性の年齢別就業率の推移

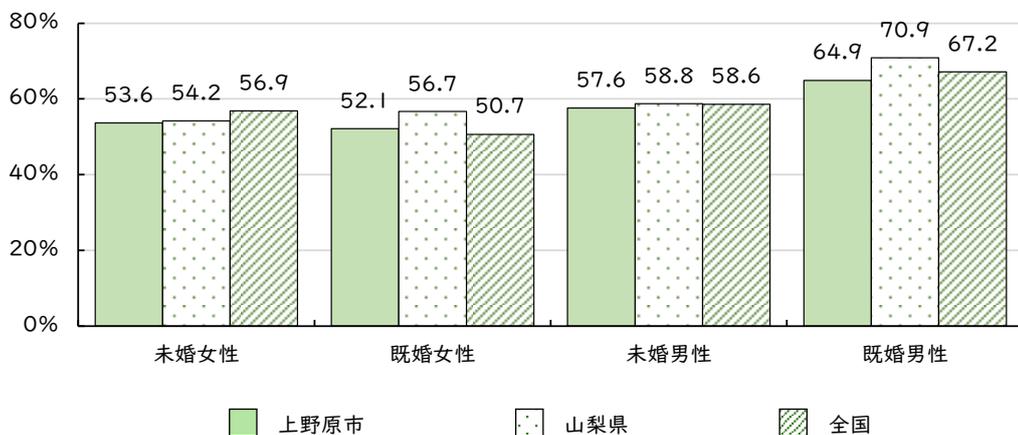
令和2年の女性の就業率を年齢別にみると、『25～59歳』において7割を超えています。『60歳以上』においては低下傾向が続くものの、『70～74歳』においても約4人に1人が就業しています。昭和60年と比較すると、結婚や出産などを理由に就業率が低下していた『25～39歳』において就業率があまり低下していないことがわかります。また、『25歳以上』においては令和2年の方が就業率は高く、高齢となっても働き続けている人が多いことがみてとれます。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

### ④婚姻状況別就業率の比較（令和2年）

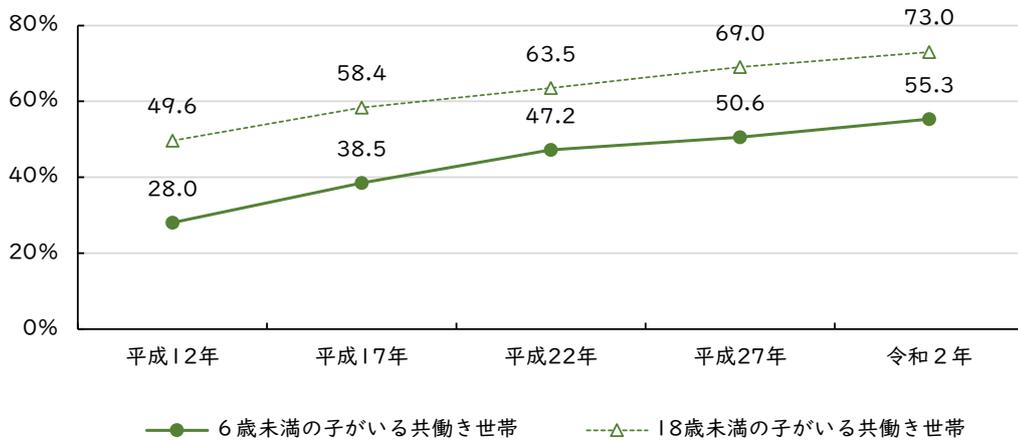
令和2年の就業率を婚姻状況別にみると、「未婚女性」が53.6%、「既婚女性」が52.1%、「未婚男性」が57.6%、「既婚男性」が64.9%となっています。女性は婚姻状況による就業率の差はそれほどみられないものの、男性は未婚より既婚の就業率が高くなっています。山梨県や全国と比較すると、全国において「既婚女性」が「未婚女性」より就業率が6.2ポイント低いものの、本市や山梨県においてはあまり差がみられません。



資料：「国勢調査」（令和2年10月1日時点）

### ⑤夫婦のいる世帯における共働き世帯割合の推移

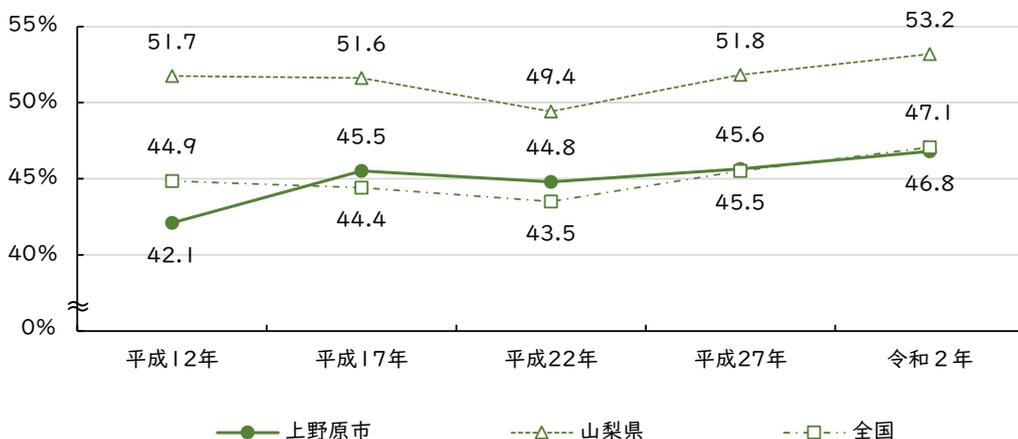
令和2年の夫婦のいる世帯における共働き世帯割合は、「6歳未満の子がいる共働き世帯」が55.3%、「18歳未満の子がいる共働き世帯」が73.0%となっています。平成12年からの推移をみると、「6歳未満の子がいる共働き世帯」、「18歳未満の子がいる共働き世帯」とともに上昇傾向にあります。



資料：「国勢調査」(各年10月1日時点)

### ⑥夫婦のいる世帯における共働き世帯割合の比較

令和2年の夫婦のいる世帯における共働き世帯割合は、46.8%となっています。山梨県や全国と比較すると、本市の夫婦のいる世帯における共働き世帯割合は山梨県より低く、全国とほぼ同じ水準で推移していることがわかります。平成12年からの推移をみると、いずれも上下を繰り返しながらも上昇傾向にあるものの、本市は20年間で4.7ポイント上昇しており、共働き世帯の増加が急速に進んでいることがみてとれます。

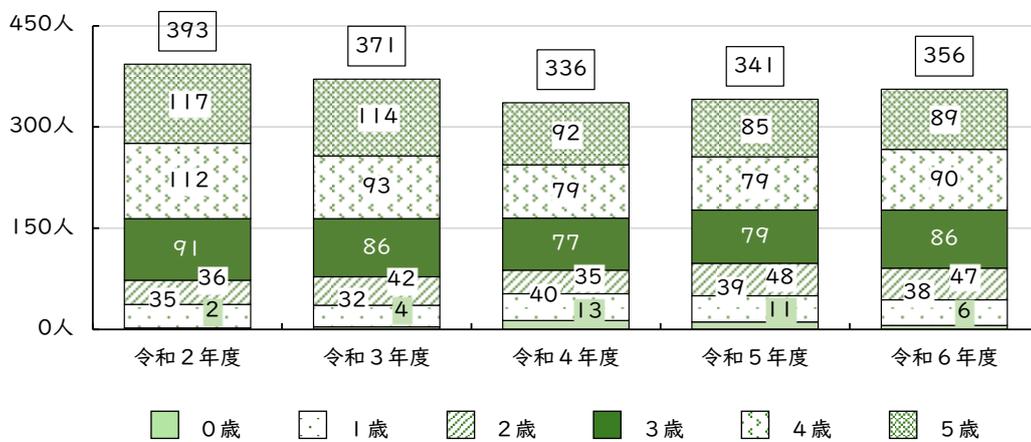


資料：「国勢調査」(各年10月1日時点)

## (4) 保育・教育施設

### ①年齢別保育・教育施設利用児童数の推移

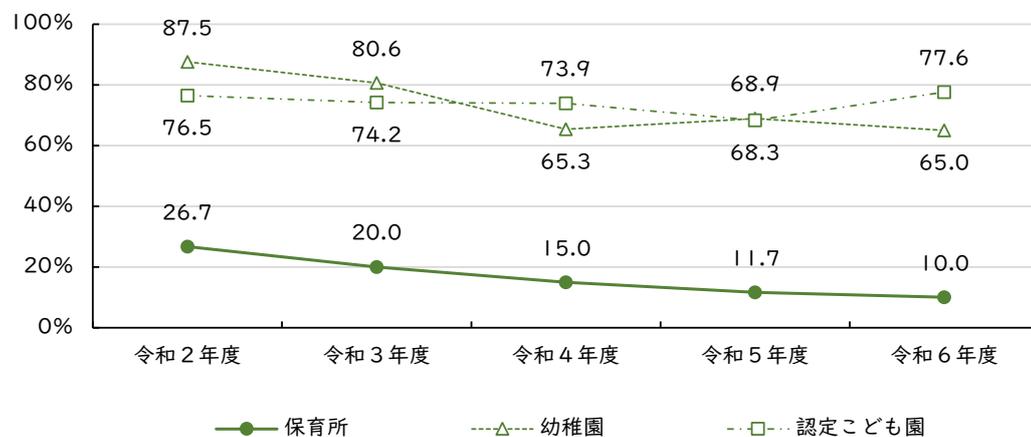
令和6年度の保育・教育施設利用児童数は356人で、内訳は「4歳」が90人と最も多く、次いで「5歳」が89人、「3歳」が86人などとなっています。令和2年度からの推移をみると、保育・教育施設利用児童数は令和4年度まで減少傾向にあったものの、その後増加傾向に転じています。年齢別では、増減を繰り返しながらも、令和2年度と比較して「0歳」、「1歳」、「2歳」が増加、「3歳」、「4歳」、「5歳」が減少しています。



資料：子育て保健課（各年度4月1日時点）

### ②保育・教育施設の定員充足率の推移

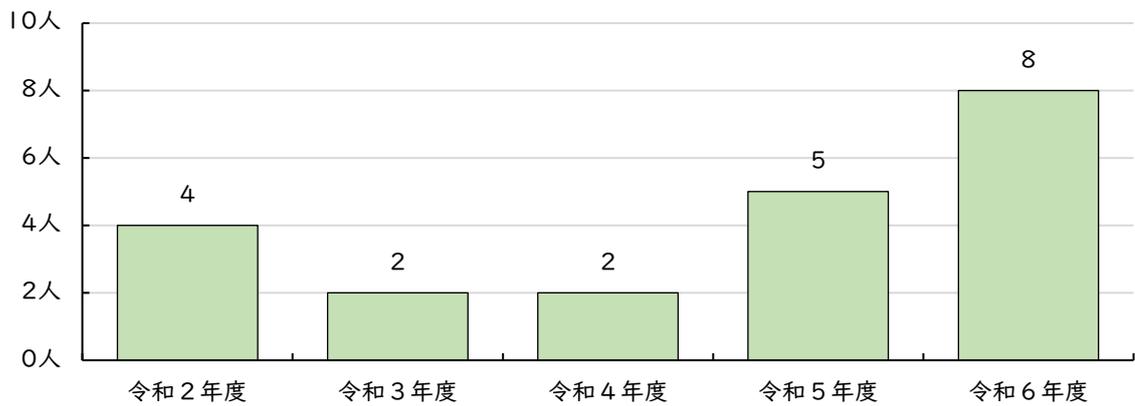
令和6年度の保育・教育施設の定員充足率は、「保育所」が10.0%、「幼稚園」が65.0%、「認定こども園」が77.6%となっています。令和2年度からの推移をみると、保育・教育施設の定員充足率は上下を繰り返しながらも低下傾向にあります。



資料：子育て保健課（各年度4月1日時点）

### ③保育・教育施設利用外国人児童数の推移

令和6年度の保育・教育施設利用外国人児童数は、8人となっています。令和2年度からの推移をみると、保育・教育施設利用外国人児童数は令和4年度まで横ばい～減少傾向にあったものの、その後増加傾向に転じています。



資料：子育て保健課（各年度4月1日時点）

### ④特別保育

市内の保育・教育施設において、下表の通り特別保育を行っています。

サービス名	実施施設
乳児保育	秋山保育所、上野原こども園、巖こども園、こども園仁
延長保育 (幼稚園における一時預かりを含む)	秋山保育所、上野原こども園、巖こども園、こども園仁、 上野原羽佐間幼稚園、島田幼稚園、上野原幼稚園
一時保育 (在園児以外)	秋山保育所、上野原こども園、巖こども園
病児・病後児保育	上野原こども園
子育て支援センター	上野原子育て支援センター、巖子育て支援センター

資料：子育て保健課（令和6年度末日時点）

## ⑤公園

市内には、大小合わせて26か所の公園があります。

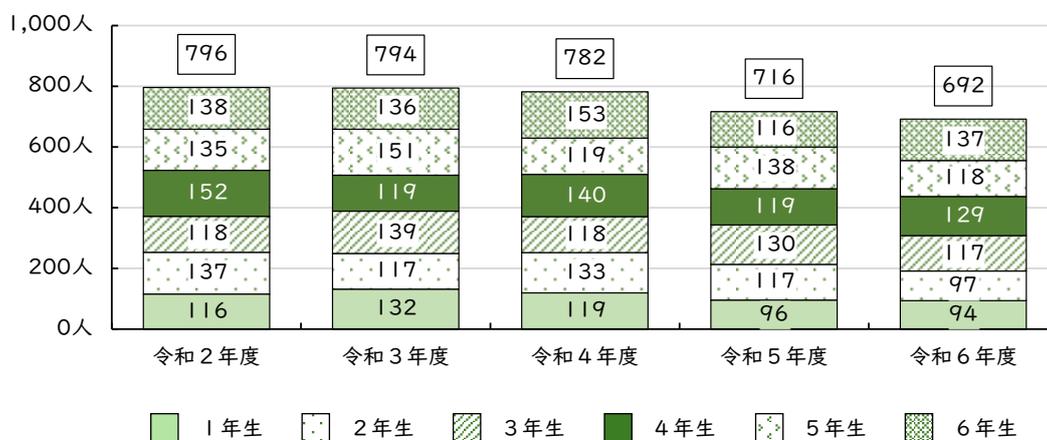
公園名	面積	遊具	水道	駐車場	トイレ	車イス トイレ
グリーンヒル第1公園	1,590 m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-
グリーンヒル第2公園	9,775 m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-
グリーンヒル第3公園	1,278 m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-
グリーンヒル第4公園	987 m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-
陽光台公園	687 m <sup>2</sup>	◎	-	◎	-	-
コモアしおつ第1号公園	849 m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-
コモアしおつ第2号公園	407 m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-
コモアしおつ第3号公園	962 m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-
コモアしおつ第4号公園	612 m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-
コモアしおつ第5号公園	4,271 m <sup>2</sup>	◎	-	-	-	-
コモアしおつ第6号公園	1,375 m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-
コモアしおつ第7号公園	911 m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-
コモアしおつ第8号公園	884 m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-
コモアしおつ第9号公園	901 m <sup>2</sup>	-	◎	-	-	-
コモアしおつ第10号公園	2,107 m <sup>2</sup>	◎	◎	-	-	-
コモアしおつ第11号公園	4,798 m <sup>2</sup>	◎	-	-	◎	-
コモアしおつ第12号公園	905 m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-
コモアしおつ第13号公園	705 m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-
コモアしおつ第14号公園	637 m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-
コモアしおつ第15号公園	5,358 m <sup>2</sup>	◎	◎	◎	◎	◎
新田倉公園	3,500 m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-
桂川新田地区近隣公園	18,226 m <sup>2</sup>	◎	-	◎	-	-
桂川鶴島地区近隣公園	30,573 m <sup>2</sup>	-	-	◎	-	-
上野原リサーチ&テクノパーク動物公園	14,557 m <sup>2</sup>	-	-	-	-	-
上野原リサーチ&テクノパーク公園	4,324 m <sup>2</sup>	◎	-	◎	-	-
矢坪つどいのひろば	1,124 m <sup>2</sup>	◎	◎	-	-	-

資料：建設課

## (5) 小学校・中学校

### ① 学年別小学校児童数の推移

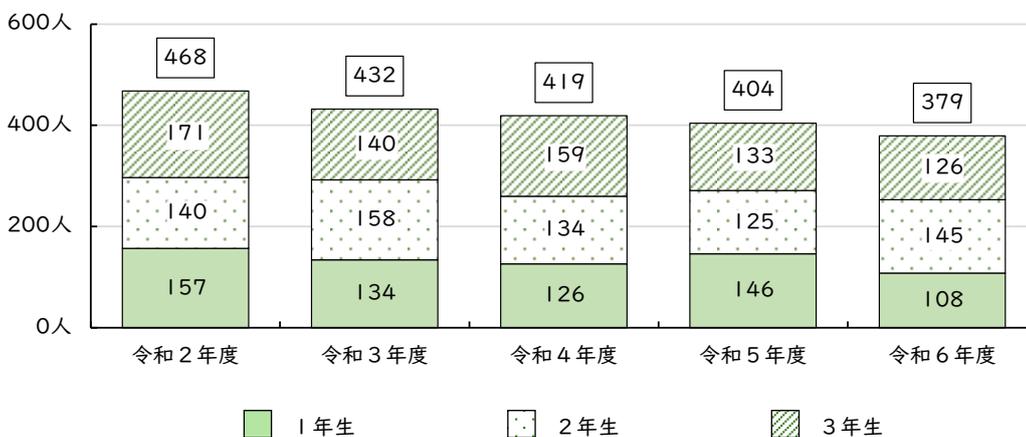
令和6年度の小学校児童数は692人で、内訳は「6年生」が137人と最も多く、次いで「4年生」が129人、「5年生」が118人などとなっています。令和2年度からの推移をみると、小学校児童数は減少傾向にあります。学年別では、増減を繰り返しながらも、令和2年と比較して「1年生」、「2年生」、「4年生」、「5年生」が減少、「3年生」、「6年生」がほぼ横ばいとなっています。



資料：「学校編成表」(各年度5月1日時点)

### ② 学年別中学校生徒数の推移

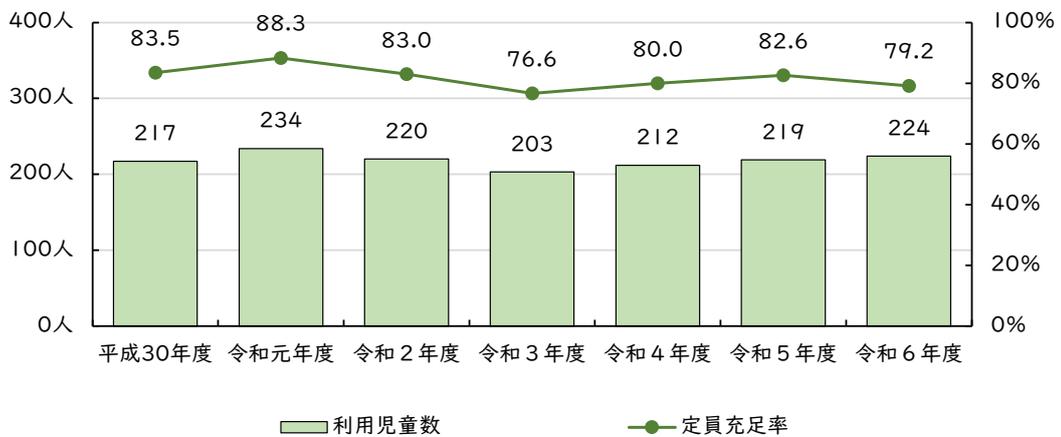
令和6年度の中学校生徒数は379人で、内訳は「1年生」が108人、「2年生」が145人、「3年生」が126人となっています。令和2年度からの推移をみると、中学校生徒数は減少傾向にあります。学年別では、増減を繰り返しながらも、令和2年度と比較して「1年生」、「3年生」が減少、「2年生」が増加しています。



資料：「学校編成表」(各年度5月1日時点)

### ③学童保育所利用児童数・定員充足率の推移

令和6年度の学童保育所利用児童数は224人、定員充足率は79.2%となっています。平成30年度からの推移をみると、学童保育所利用児童数は増減を繰り返しながらも、220人前後で推移しています。市全体での定員充足率は上下を繰り返しながらも低下傾向にあります。一部の支援単位においては利用児童数割合が高い施設があります。

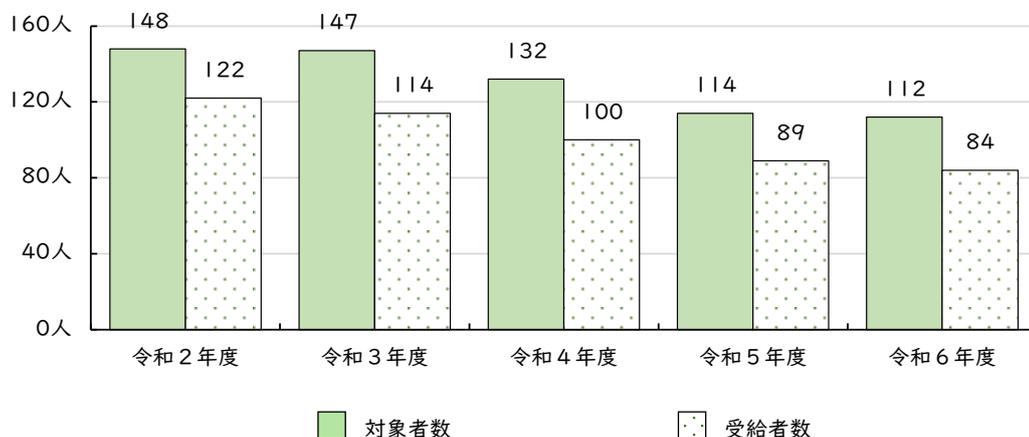


資料：「放課後児童健全育成事業（学童保育所）の実施状況調査」（各年度5月1日時点）

## （6）こどもへの支援・課題

### ①児童扶養手当対象者数・受給者数の推移

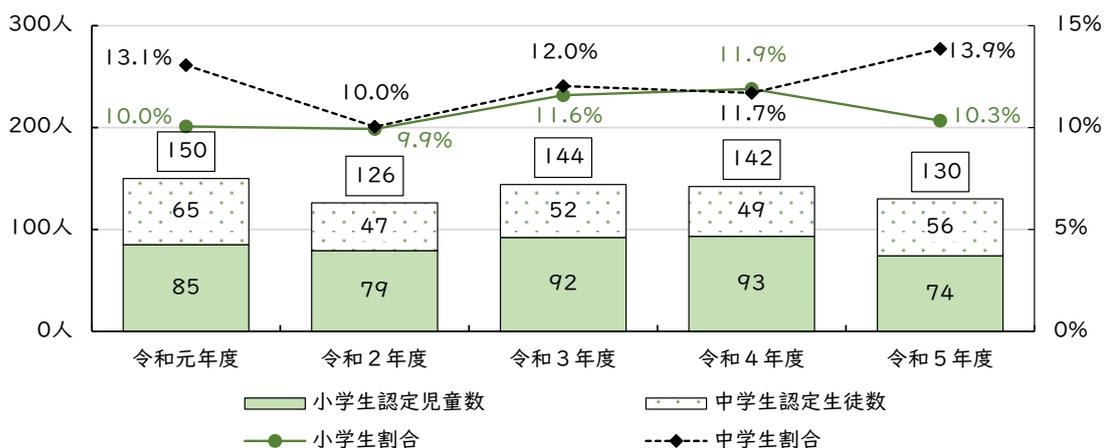
令和6年度の児童扶養手当の対象者数は112人、受給者数は84人となっています。令和2年度からの推移をみると、児童扶養手当の対象者数、受給者数ともに減少傾向にあります。



資料：「第6 | 児童扶養手当受給証の認定及び異動状況」（各年度4月1日時点）

### ②就学援助認定児童生徒数の推移

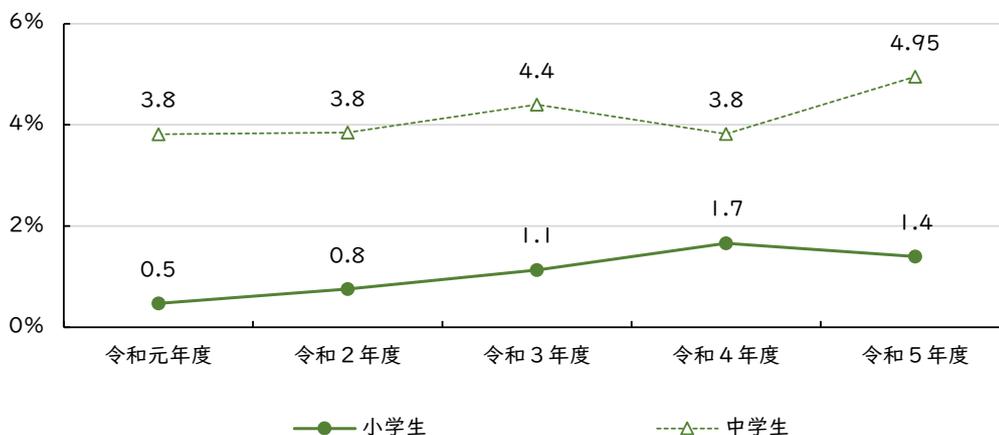
令和5年度の就学援助認定児童生徒数は130人で、内訳は「小学生」が74人、「中学生」が56人となっています。令和元年度からの推移をみると、人数は増減を繰り返しながら減少傾向にありますが、全生徒数に対する割合は横ばい傾向が続いています。



資料：学校教育課（各年度3月31日時点）

### ③不登校児童生徒割合の推移

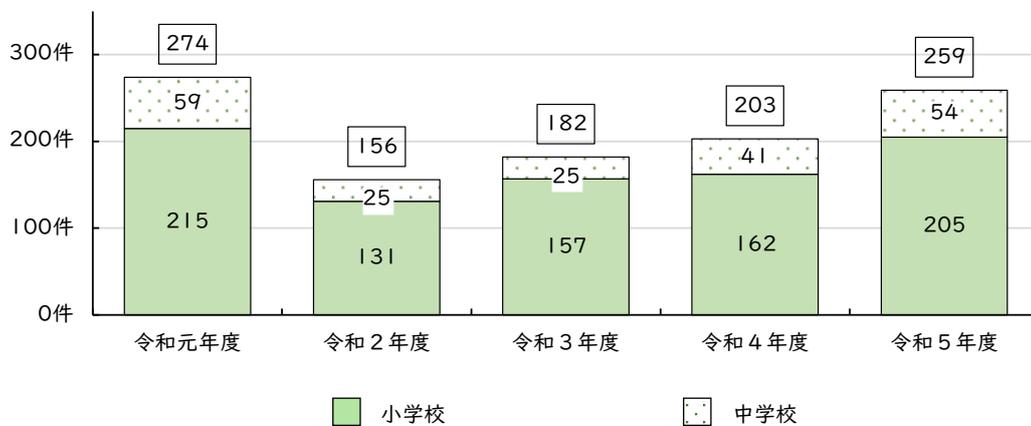
令和5年度の不登校児童生徒割合は、「小学生」が1.4%、「中学生」が4.95%となっています。令和元年度からの推移をみると、不登校児童生徒割合は上下を繰り返しながらも上昇傾向にあります。



資料：学校教育課（各年度末時点）

#### ④学校の種類別いじめ認知件数の推移

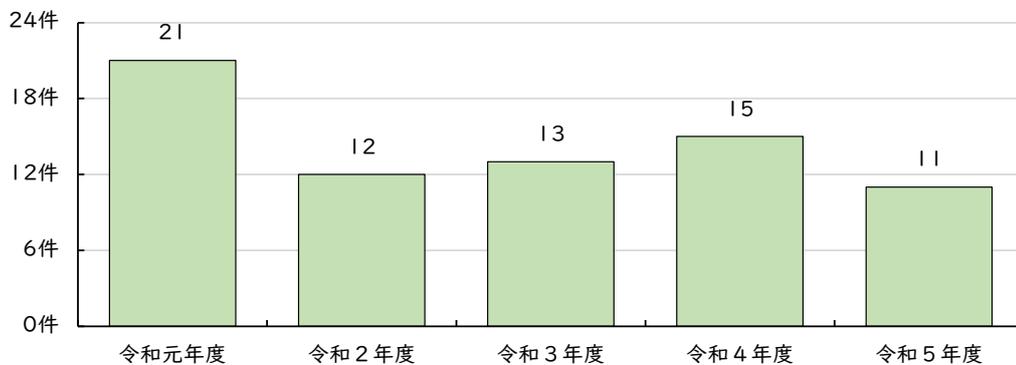
令和5年度のいじめ認知件数は259件で、内訳は「小学校」が205件、「中学校」が54件となっています。令和元年度からの推移をみると、いじめ認知件数は令和2年度に大きく減少したものの、その後増加傾向に転じています。学校の種類別では、「小学校」、「中学校」とも令和2年度に大きく減少したものの、その後増加傾向に転じています。また、「小学校」は、「中学校」の3～6倍程度の件数で推移しています。



資料：学校教育課（各年度末時点）

#### ⑤児童虐待通告件数の推移

令和5年度の児童虐待通告件数は、11件となっています。令和元年度からの推移をみると、児童虐待通告件数は令和2年度に大きく減少した後に増加傾向に転じていたものの、令和5年度には再度減少しています。



資料：「市町村虐待相談件数」（各年度末時点）

## 2 アンケート調査結果からみた上野原市の現状

### 調査の目的

第3期上野原市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の見込み量の算出や質の状況を把握するため、住民の教育・保育・子育て支援に関する生活実態や要望・意見などに関するアンケート調査を実施しました。

### 調査の方法

調査種類	対象者	調査方法	調査期間
就学前児童調査	小学校就学前の 子どもをもつ保護者 435人	保育施設を通じて 配布・回収 (一部郵送で配布・回収)	令和6年1月11日～ 令和6年1月31日
就学児調査	小学校に通う 子どもをもつ保護者 534人	小学校を通じて 配布・回収	令和6年1月11日～ 令和6年1月31日

### 回収状況

調査種類	対象者数	回収数	無効票数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	435人	328票	2票	326票	74.9%
就学児調査	534人	464票	1票	463票	86.7%

※無効票とは、白票や著しく回答が少ない票のことです。

### 報告書を読む際の注意点

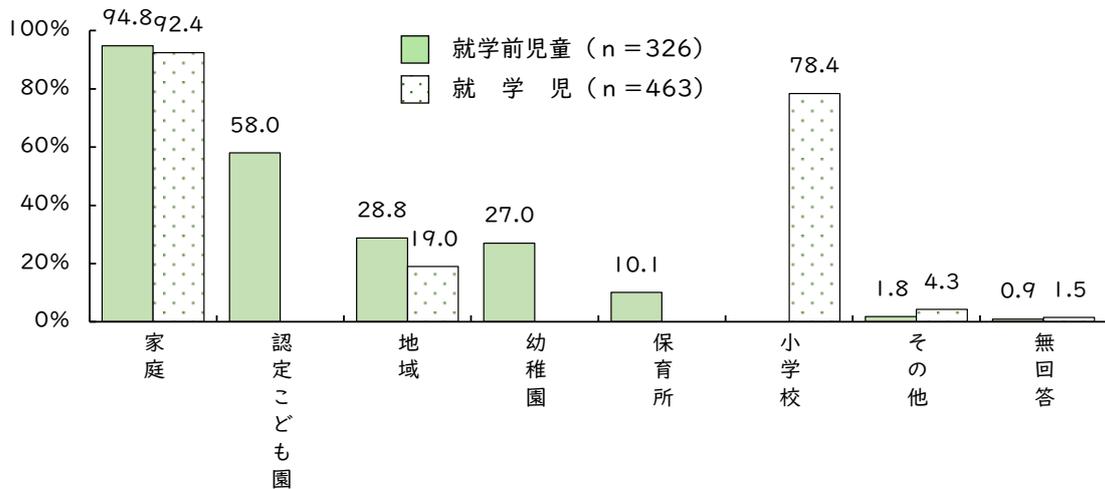
- ◆ 回答は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示しています。
- ◆ 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ◆ 1つの質問に2つ以上答えることができる“複数回答可”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ◆ スペースの関係上、問や選択肢を省略して表記していることがあります。

## (1) こどもの育ちをめぐる環境について

### ①子育てに最も影響すると思う環境（複数回答可）

就学前児童は、「家庭」が94.8%と最も多く、次いで「認定こども園」が58.0%、「地域」が28.8%などとなっています。

就学児は、「家庭」が92.4%と最も多く、次いで「小学校」が78.4%、「地域」が19.0%などとなっています。

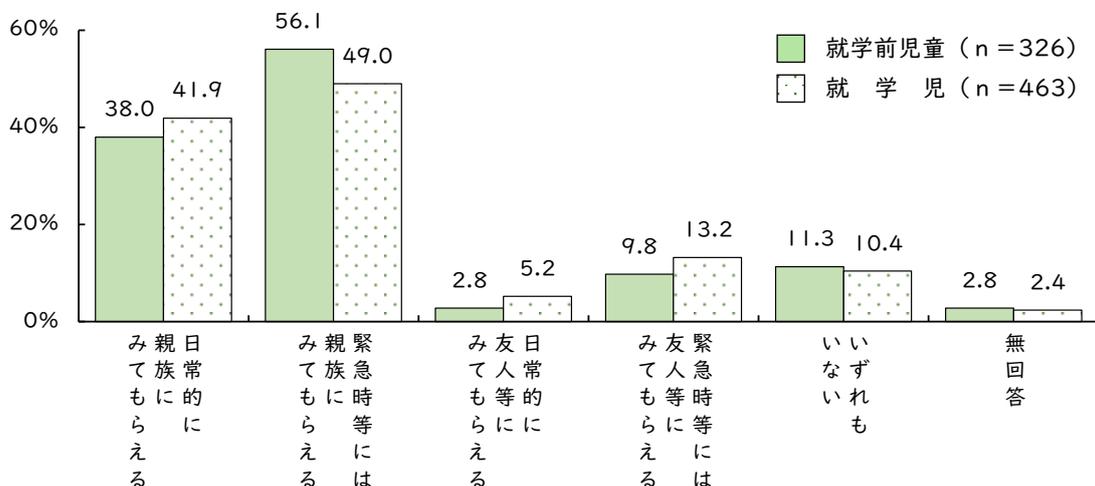


※「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」は就学前児童調査のみ、「小学校」は就学児調査のみ

### ②こどもをみてくれる親族・知人の有無（複数回答可）

就学前児童は、「緊急時等には親族にみてもらえる」が56.1%と最も多く、次いで「日常的に親族にみてもらえる」が38.0%、「いずれもない」が11.3%などとなっています。

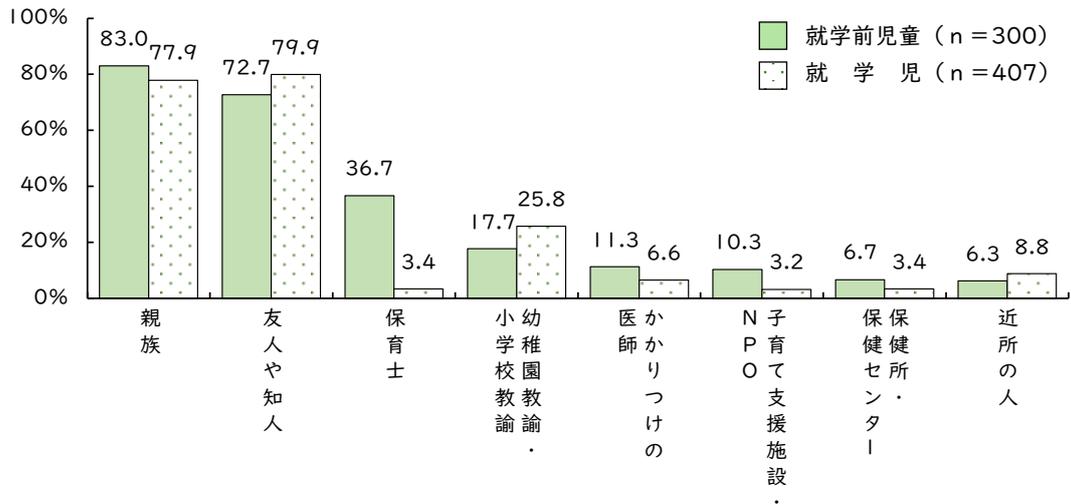
就学児は、「緊急時等には親族にみてもらえる」が49.0%と最も多く、次いで「日常的に親族にみてもらえる」が41.9%、「緊急時等には友人等にみてもらえる」が13.2%などとなっています。



### ③子育てに関して気軽に相談できる先（複数回答可）

就学前児童は、「親族」が 83.0%と最も多く、次いで「友人や知人」が 72.7%、「保育士」が 36.7%などとなっています。

就学児は、「友人や知人」が 79.9%と最も多く、次いで「親族」が 77.9%、「幼稚園教諭・小学校教諭」が 25.8%などとなっています。

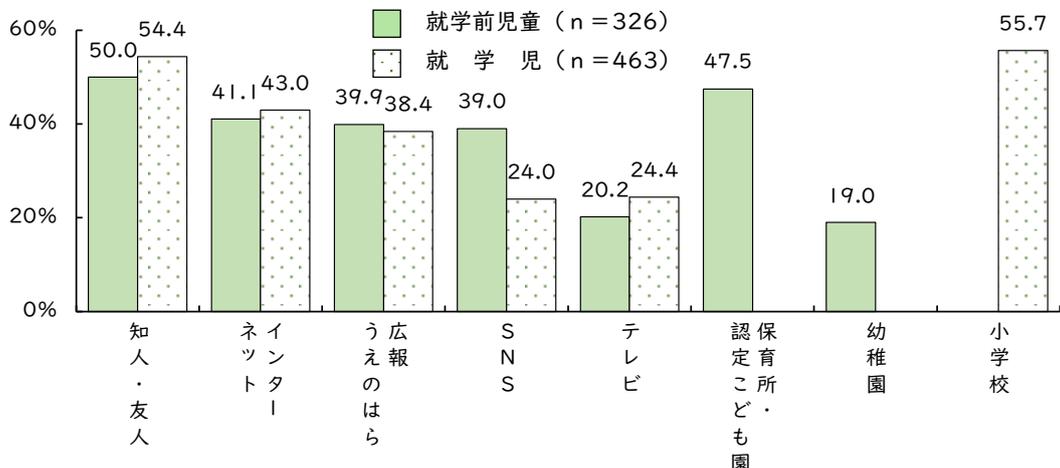


※気軽に相談できる先があると回答した方のみ回答 ※上位8項目のみ掲載  
 ※就学前児童調査は「幼稚園教諭」、就学児調査は「幼稚園教諭・小学校教諭」という選択肢

### ④子育てに関する支援情報の入手先（複数回答可）

就学前児童は、「知人・友人」が 50.0%と最も多く、次いで「保育所・認定こども園」が 47.5%、「インターネット」が 41.1%などとなっています。

就学児は、「小学校」が 55.7%と最も多く、次いで「知人・友人」が 54.4%、「インターネット」が 43.0%などとなっています。

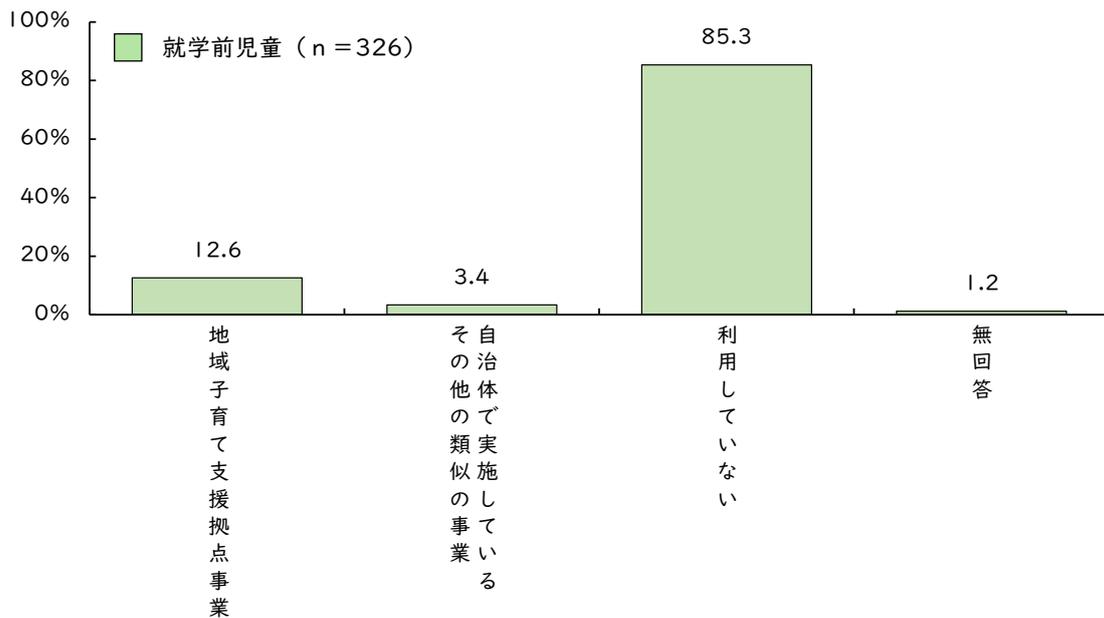


※共通する上位5項目と調査独自の選択肢のみ掲載  
 ※「保育所・認定こども園」、「幼稚園」は就学前児童調査のみ、「小学校」は就学児調査のみ

## (2) 宛名のお子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について

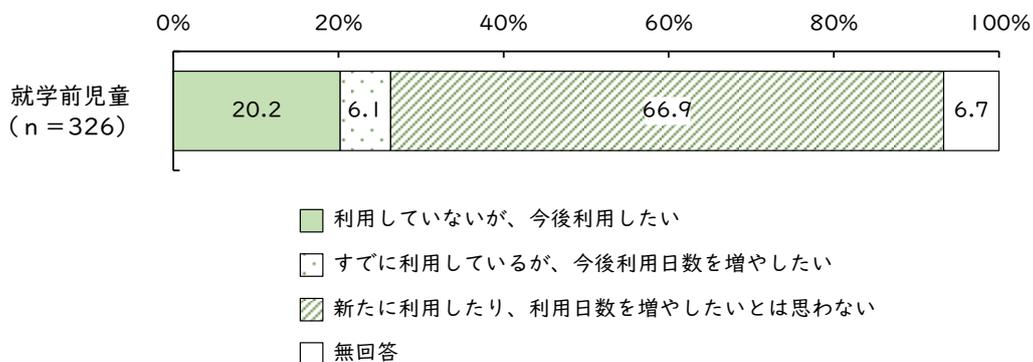
### ①利用している地域の子育て支援事業（複数回答可）

就学前児童は、「利用していない」が85.3%と最も多く、次いで「地域子育て支援拠点事業」が12.6%、「自治体で実施しているその他の類似の事業」が3.4%となっています。



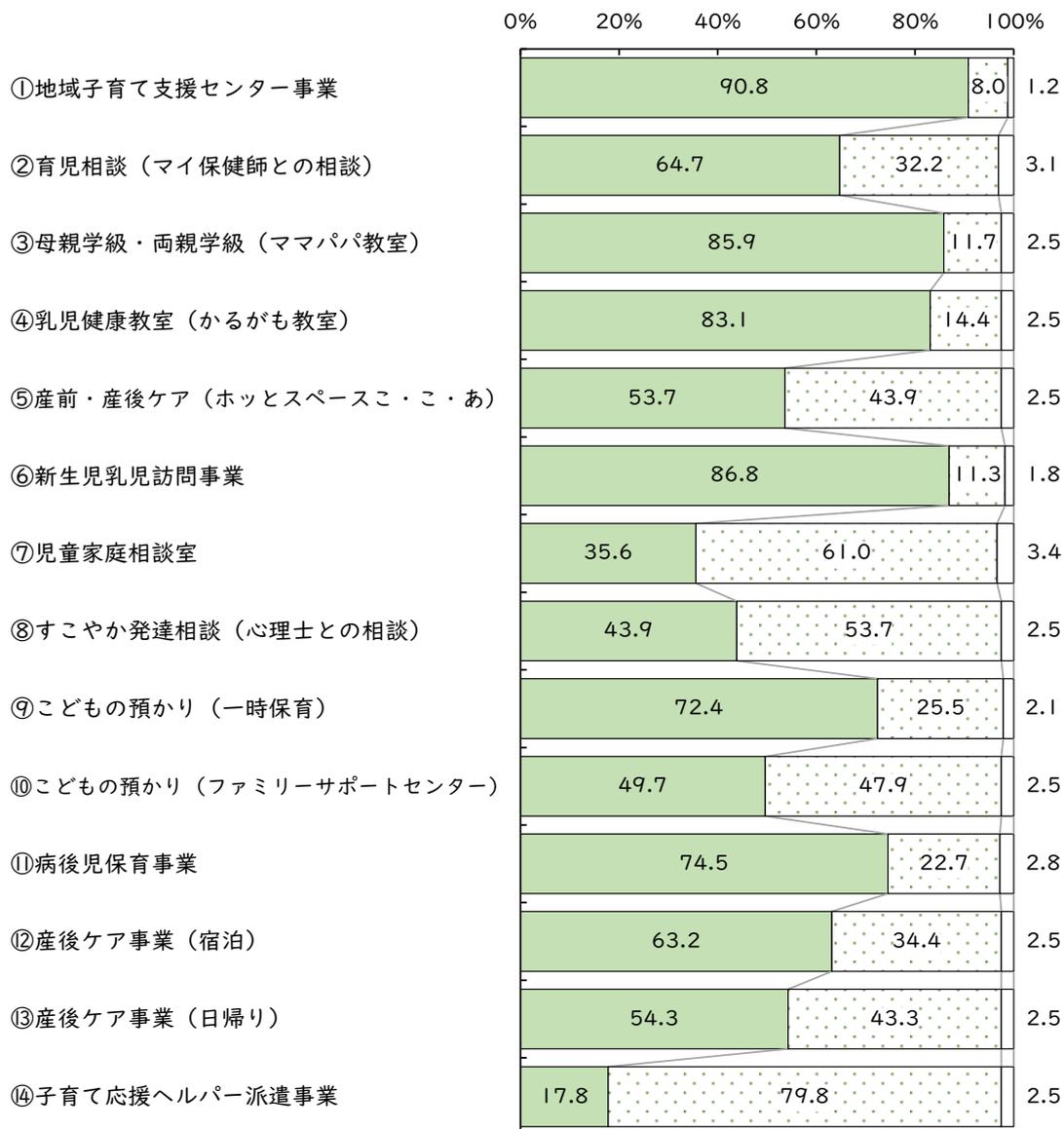
### ②地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望

就学前児童は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が66.9%と最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が20.2%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が6.1%となっています。



### ③知っている事業

就学前児童は、「はい」が半数を超えているのは、＜①地域子育て支援センター事業＞、＜②育児相談（マイ保健師との相談）＞、＜③母親学級・両親学級（ママパパ教室）＞、＜④乳児健康教室（かるがも教室）＞、＜⑤産前・産後ケア（ホッとスペースこ・こ・あ）＞、＜⑥新生児乳児訪問事業＞、＜⑨こどもの預かり（一時保育）＞、＜⑪病後児保育事業＞、＜⑫産後ケア事業（宿泊）＞、＜⑬産後ケア事業（日帰り）＞の10項目で、特に＜①地域子育て支援センター事業＞において90.8%と多くなっています。一方、「はい」が最も少ないのは、＜⑭子育て応援ヘルパー派遣事業＞において17.8%となっています。



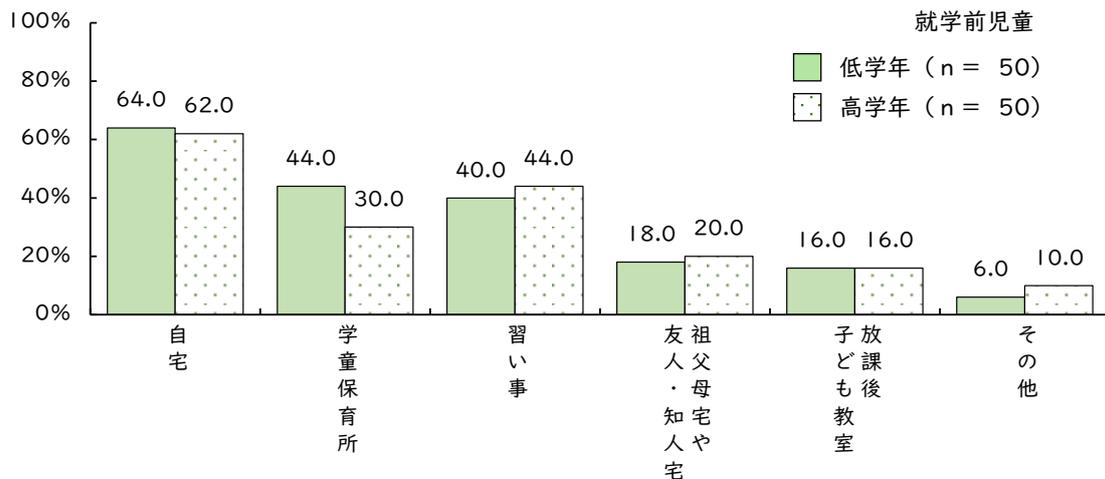
就学前児童（n=326）

■ はい □ いいえ □ 無回答

### (3) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

#### ①こどもが小学校になった時に希望する放課後の時間の過ごし方（複数回答可）

就学前児童は、小学校低学年時は「自宅」が64.0%と最も多く、次いで「学童保育所」が44.0%、「習い事」が40.0%などとなっています。小学校高学年時は「自宅」が62.0%と最も多く、次いで「習い事」が44.0%、「学童保育所」が30.0%などとなっています。

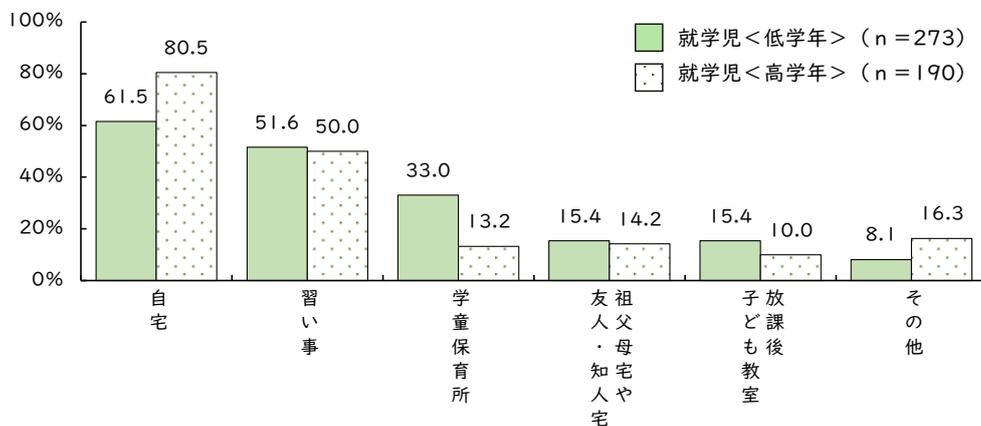


※対象のこどもが5歳以上の方のみ回答 ※上位6項目のみ掲載

#### ②こどもが小学校高学年になった時に希望する放課後の時間の過ごし方（複数回答可）

就学児<低学年>は、「自宅」が61.5%と最も多く、次いで「習い事」が51.6%、「学童保育所」が33.0%などとなっています。

就学児<高学年>は、「自宅」が80.5%と最も多く、次いで「習い事」が50.0%、「その他」が16.3%などとなっています。



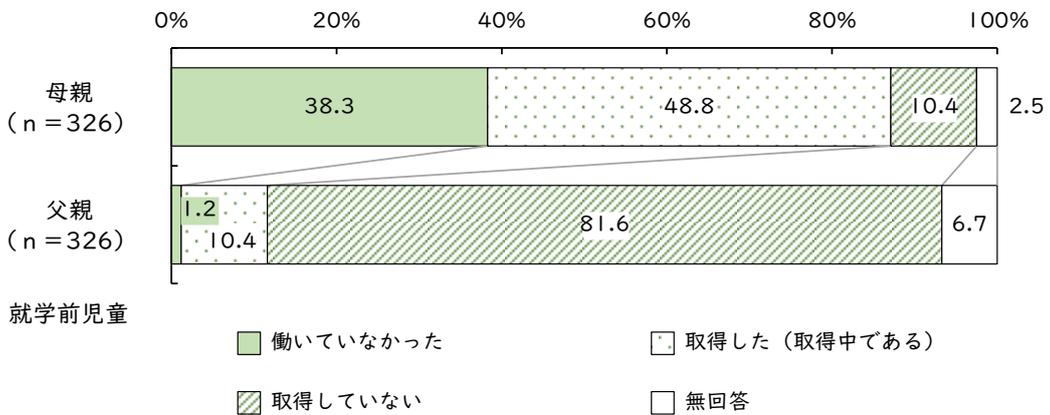
※上位6項目のみ掲載

**(4) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について**

**①対象の子どもが生まれた時の育児休業の取得状況**

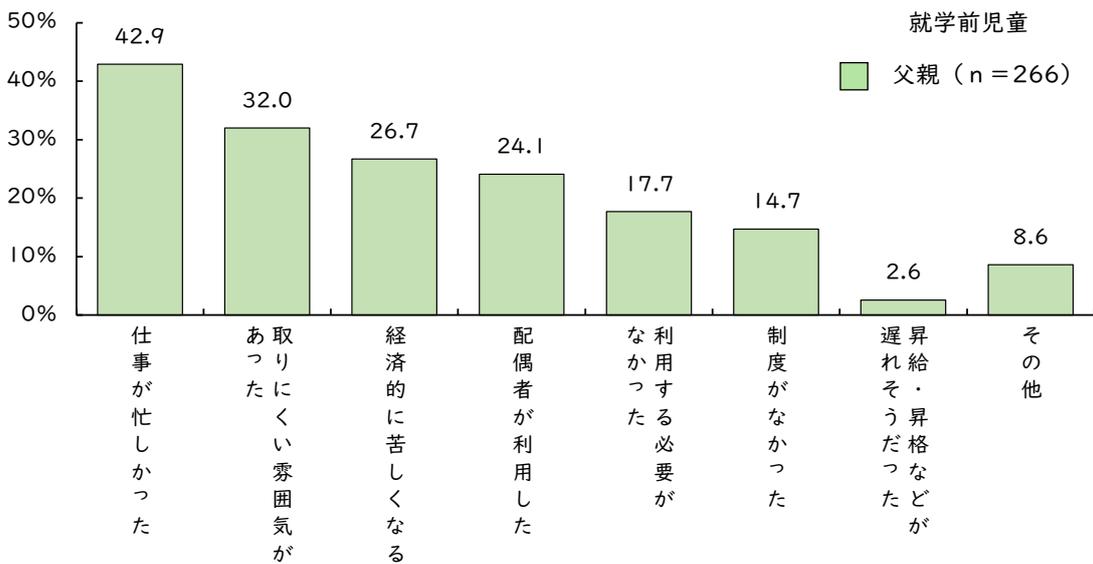
就学前児童は、母親は、「取得した(取得中である)」が48.8%と最も多く、次いで「働いていなかった」が38.3%、「取得していない」が10.4%となっています。

父親は、「取得していない」が81.6%と最も多く、次いで「取得した(取得中である)」が10.4%、「働いていなかった」が1.2%となっています。



**②父親が育児休業を取得していない理由(複数回答可)**

就学前児童は、「仕事が忙しかった」が42.9%と最も多く、次いで「取りにくい雰囲気があった」が32.0%、「経済的に苦しくなる」が26.7%などとなっています。

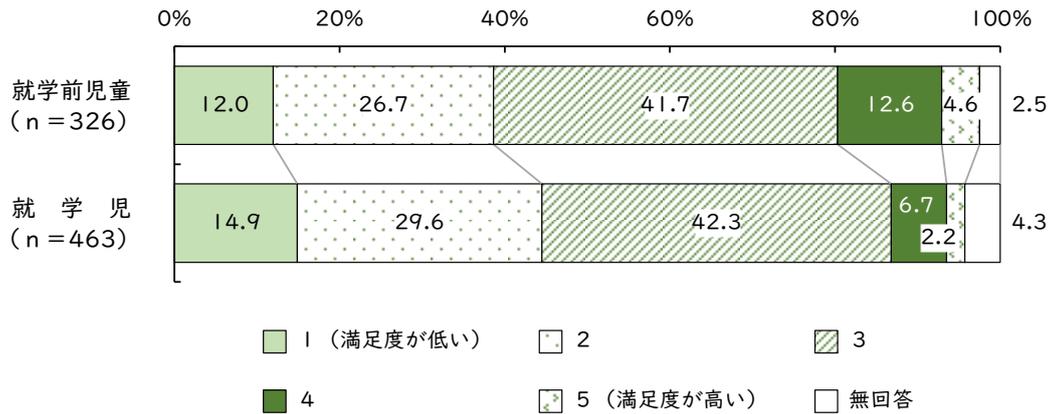


※父親が育児休業を取得していないと回答した方のみ回答

※上位8項目のみ掲載

### ③上野原市全体における子育ての環境や支援への満足度

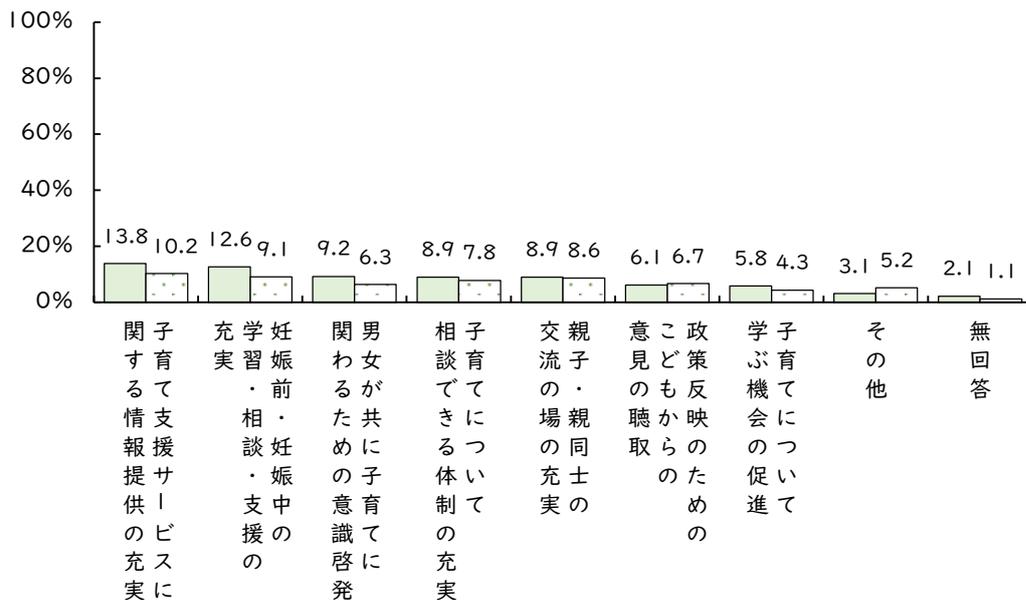
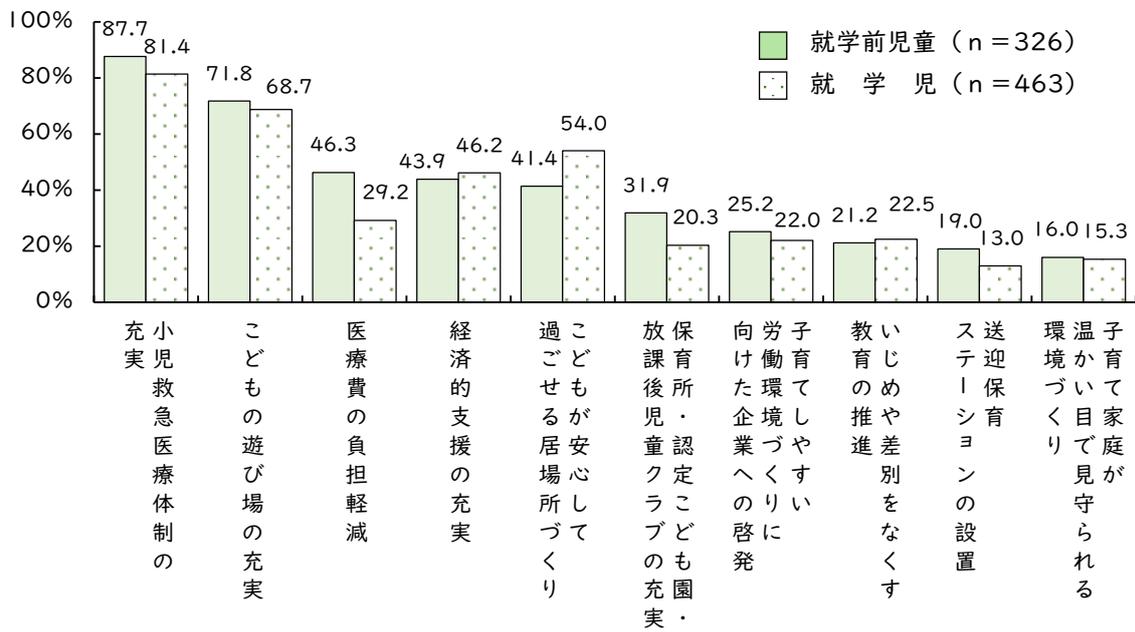
就学前児童は、『高い』（5 + 4）は17.2%、『低い』（1 + 2）は38.7%となっています。  
 就学児は、『高い』は8.9%、『低い』は44.5%となっています。



④上野原市の子育て環境をさらによくしていくために重要と思うもの（複数回答可）

就学前児童は、「小児救急医療体制の充実」が87.7%と最も多く、次いで「こどもの遊び場の充実」が71.8%、「医療費の負担軽減」が46.3%などとなっています。

就学児は、「小児救急医療体制の充実」が81.4%と最も多く、次いで「こどもの遊び場の充実」が68.7%、「こどもが安心して過ごせる居場所づくり」が54.0%などとなっています。



### 3 第2期上野原市子ども・子育て支援事業計画の評価

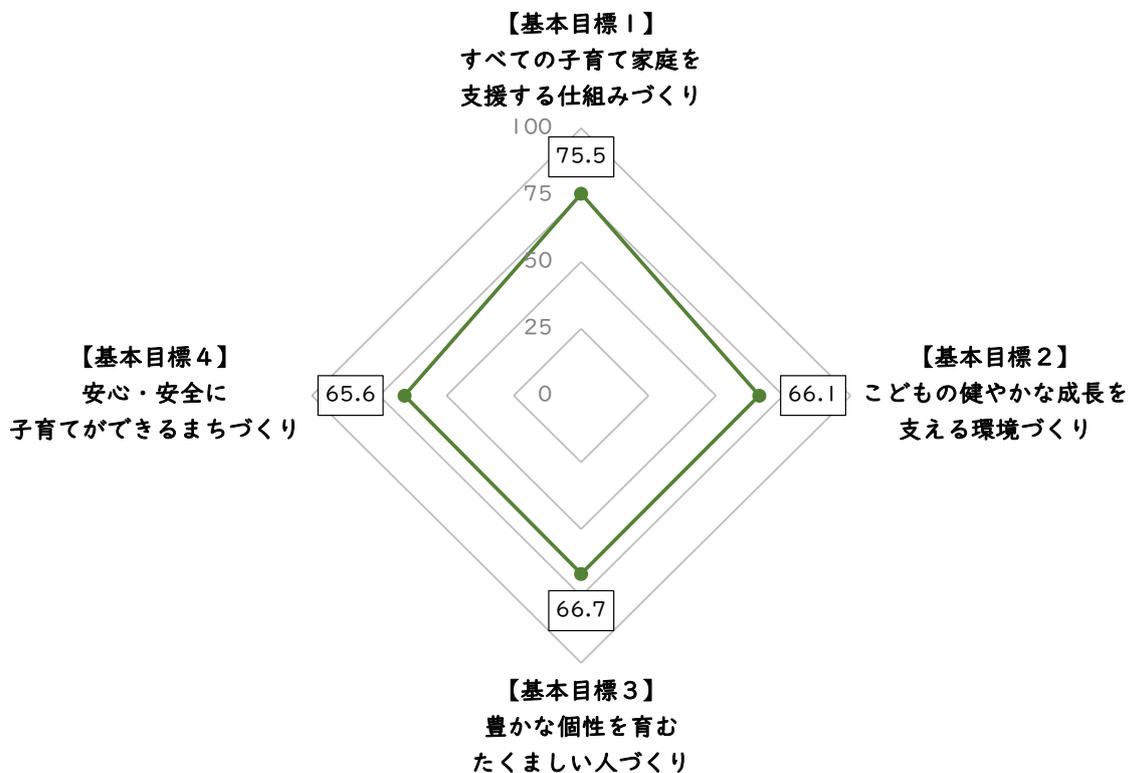
第2期上野原市子ども・子育て支援事業計画の施策体系に沿って、担当課による自己評価を行いました。その結果、全体の達成度は平均 69.5 点となっています。

基本目標ごとにみると、「1 すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり」が 75.5 点で最も高く、「3 豊かな個性を育むたくましい人づくり」が 66.7 点、「2 こどもの健やかな成長を支える環境づくり」が 66.1 点、「4 安心・安全に子育てができるまちづくり」が 65.6 点と続いています。

特に、「1 すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり」は、取り組み数が最も多いにも関わらず、他の基本目標よりも約 10 ポイント高くなっていることから、バランスよく取り組み・事業を推進できたと考えられます。

基本目標	達成度の平均点	取り組み数
1 すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり	75.5	44
2 こどもの健やかな成長を支える環境づくり	66.1	25
3 豊かな個性を育むたくましい人づくり	66.7	25
4 安心・安全に子育てができるまちづくり	65.6	24
全 体	69.5	118

#### <基本目標ごとの達成度>



## 基本目標1 すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり

「(2) 仕事と子育ての両立の支援」が最も高く、「(3) 配慮が必要な子どもと家庭の支援」が続いています。最も低い施策「(1) 地域の教育・保育の場及び子育て支援事業の充実」でも、平均点は72.3点と比較的高くなっています。

基本施策	達成度の平均点	取り組み数
(1) 地域の教育・保育の場及び子育て支援事業の充実	72.3	14
(2) 仕事と子育ての両立の支援	80.0	7
(3) 配慮が必要な子どもと家庭の支援	76.7	15
(4) こどもの貧困対策の推進	75.0	8

## 基本目標2 こどもの健やかな成長を支える環境づくり

「(1) 子どもと母親の健康確保と切れ目のない支援の充実」が最も高く、「(4) 小児医療の充実」が続いています。最も低い施策は「(3) 思春期保健対策の充実」となっています。

基本施策	達成度の平均点	取り組み数
(1) 子どもと母親の健康確保と切れ目のない支援の充実	76.7	13
(2) 「食育」の推進	55.0	5
(3) 思春期保健対策の充実	46.7	3
(4) 小児医療の充実	60.0	4

## 基本目標3 豊かな個性を育むたくましい人づくり

「(1) 次代の親の育成」が最も高く、「(2) こどもの教育環境の整備」が続いています。最も低い施策は「(4) 家庭や地域の教育力の向上」となっています。

基本施策	達成度の平均点	取り組み数
(1) 次代の親の育成	80.0	2
(2) こどもの教育環境の整備	72.5	8
(3) 児童の健全育成	62.2	9
(4) 家庭や地域の教育力の向上	50.0	3
(5) こどもの人権の尊重	66.7	3

## 基本目標4 安心・安全に子育てができるまちづくり

「(3) 安心・安全なまちづくりの推進」が最も高く、「(1) 良質な居住環境の確保」が続いています。最も低い施策は「(2) 安心して外出できる環境の整備」となっています。

基本施策	達成度の平均点	取り組み数
(1) 良質な居住環境の確保	66.7	3
(2) 安心して外出できる環境の整備	40.0	5
(3) 安心・安全なまちづくりの推進	72.9	16

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

こども基本法では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神を踏まえ、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

本計画においては、本市のこれまでのこども政策の方向性を継続していくとともに、国の目指す“こどもまんなか社会”（常にこどもの利益を第一に考え、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰ひとり取り残さず、健やかな成長を後押しする）という考え方を踏まえ、計画の基本理念を、第1期、第2期子ども・子育て支援事業計画で掲げた「こどもと親の笑顔が輝くまち うえのはら」とし、副題として～生涯にわたるウェルビーイングの向上を目指す～と定めます。

**こどもと親の笑顔が輝くまち うえのはら**  
～ 生涯にわたるウェルビーイング\*の向上を目指す～

\*ウェルビーイング … well(よい)とbeing(状態)からなる言葉で、身体、こころ、それを取り巻く環境や社会の状況、すべての面でよい状態にあること

### 2 計画の基本方針

国が掲げる「こども大綱」や山梨県の「山梨県こども計画」の基本方針を踏まえ、本計画における基本方針を以下のように設定します。

- 【基本方針1】 こども・若者の権利を保障し、今とこれからの最善の利益を配慮
- 【基本方針2】 こども・若者、子育て当事者の意見聴取と施策への反映
- 【基本方針3】 ライフステージに応じた切れ目のない支援の実践
- 【基本方針4】 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消
- 【基本方針5】 若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望の実現
- 【基本方針6】 上野原市を構成するあらゆる主体の連携による施策の総合性の確保

### 3 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて取り組み・事業が効果的に実行されるよう、本計画における基本目標を以下のように設定します。これらの基本目標は、いずれも基本方針に沿った内容とします。

- 【基本目標1】 将来への希望の形成とその実現に向けた取り組みの充実
- 【基本目標2】 地域における子育て支援の充実
- 【基本目標3】 こどもの健康づくりに資する体制の構築
- 【基本目標4】 こどもの健全な育成を促進する支援の強化
- 【基本目標5】 こどもの貧困の解消
- 【基本目標6】 良好な成育環境の確保
- 【基本目標7】 安心・安全な子育てができる環境の整備

## 4 計画の体系図

基本理念	基本方針	基本目標	基本施策
<p style="text-align: center;">こどもと親の笑顔が輝くまち うえのはら</p> <p style="text-align: center;">生涯にわたるウェルビーイングの向上を目指す</p>	<p style="text-align: center;">1 2 3 4 5 6</p> <p>こども・若者の権利を保障し、今とこれから最善の利益を配慮</p> <p>ライオン・スター、子ども・若者の権利を保障し、今とこれから最善の利益を配慮</p> <p>良好な生育環境を確保し、貧困の解消の実現</p> <p>若い世代の視点に立ち、結婚・子育ての希望の総合性の確保</p> <p>上野原市を構成するあらゆる主体の連携による施策の総合性の確保</p>	<p>1 将来への希望の形成とその実現に向けた取り組みの充実</p>	<p>(1) こどもが権利の主体であることの普及啓発</p> <p>(2) 子育て負担の軽減</p> <p>(3) 仕事と生活の両立支援の充実</p>
		<p>2 地域における子育て支援の充実</p>	<p>(1) 子育てに関する情報・相談体制の充実</p> <p>(2) 地域の教育・保育の場及び子育て支援事業の充実</p> <p>(3) こどもの居場所づくりの充実</p>
		<p>3 こどもの健康づくりに資する体制の構築</p>	<p>(1) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供</p> <p>(2) 妊産婦への支援の強化</p> <p>(3) 乳幼児健康診査等の推進</p> <p>(4) 疾病や障害のあるこどもへの支援の充実</p> <p>(5) 児童虐待防止対策の強化</p> <p>(6) 食育の推進</p>
		<p>4 こどもの健全な育成を促進する支援の強化</p>	<p>(1) 児童の健全育成の推進</p> <p>(2) こどもの教育環境の整備</p> <p>(3) いじめ防止対策・不登校支援の充実</p> <p>(4) ひきこもりの青少年への支援の充実</p> <p>(5) こども・若者を取り巻く社会環境の健全化</p> <p>(6) インターネットの適正利用の推進</p>
		<p>5 こどもの貧困の解消</p>	<p>(1) 教育支援の充実</p> <p>(2) 生活の安定に資する支援の充実</p> <p>(3) 職業生活の安定と向上に資する保護者への支援の充実</p> <p>(4) 経済的支援の充実</p>
		<p>6 良好な生育環境の確保</p>	<p>(1) 社会的養護を必要とするこども・若者への支援の充実</p> <p>(2) ヤングケアラーへの支援の充実</p> <p>(3) ひとり親家庭への支援の充実</p> <p>(1) 良質な居住環境の確保</p>
		<p>7 安心・安全な子育てができる環境の整備</p>	<p>(2) 安心して外出できる環境の整備</p> <p>(3) 安心・安全なまちづくりの推進</p>

具体的な取り組み・事業		
こどもの権利普及促進		
経済的支援	妊婦のための支援給付	給食費支援
意識改革のための広報・啓発等	関係法制度に関する広報・啓発等	こども・若者への移住定住支援
就職相談会	潜在的な保育人材への支援	
こども家庭センター	子育てにおける相談事業	子育て支援事業に関する情報提供
産前産後ホッとスペースこ・こ・あ	地域住人主導型共助コミュニティ創生事業	子育て支援ネットワークの形成
地域子育て支援センター事業	親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング）	民間を活用した保育サービスの拡充
延長保育	一時預かり事業（在園児以外）	病児・病後児保育
ファミリー・サポート・センター事業	子育て短期支援事業	保育サービス評価等の導入
保育所における質の向上のためのアクションプログラム	幼児教育の充実	保育所・幼稚園と小学校の連携体制
家庭の教育力の向上	ホッとスペースこ・こ・あ	高齢者との交流
異世代交流	地域の子育て活動への学校教職員の参加	
放課後児童健全育成事業（学童保育所）	放課後子ども教室推進事業	既存施設を活用したこどもの居場所づくりの整備
小児医療の充実と確保	富士・東部小児初期救急医療センターに関する情報の提供	山梨県及び富士・東部医療圏域内の医療情報の提供
医療費の助成	こどもの事故防止	受動喫煙の防止
学校における健康教育の推進		
妊婦相談（母子健康手帳の交付）	新生児・乳児訪問	妊婦健康診査・歯科健康診査（歯周疾患検診）
母親学級・両親学級（ママパパ教室）	妊婦訪問事業	産後ケア事業
産婦健康診査	安全安心な妊娠出産への支援	ハッピーバースデー事業
新生児聴覚検査	乳幼児健康診査	乳児一般健康診査
5歳児健康診査		
障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期治療	療育相談・支援体制の整備	地域療育コーディネーターとの連携
障がい者福祉サービスの周知・啓発	多様性に応じた教育の推進	障がいのあるこどもへの適切な教育機会の提供
特別支援教育の推進	学校教育における障がい者理解の推進	「障がい」に関する教職員研修の充実
障がいのある子どもの放課後対策等の充実		
要保護児童対策地域協議会	児童家庭相談室	
妊娠期の講習	乳幼児期の講習	わくわくクッキング教室
学校教育における食育の推進	食育推進計画の周知	
思春期の相談体制の充実	思春期の健康教育	喫煙や薬物等に関する教育
親睦スポーツ大会	読書活動の推進	
こども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導	道徳教育推進事業	体育の授業の充実
文化体験活動の機会の充実	自然体験活動の機会の充実	人権教育の推進
次代の親の育成	生涯ボランティアの仕組みづくり	学校施設環境の整備
特色ある学校づくり	GIGAスクール構想	学校教育支援スタッフ配置事業
コミュニティ・スクールの充実	地域人材活用推進	
少年非行や不登校に対応する専門的な相談支援体制	いじめ防止に関する取り組み	
若者のひきこもり相談・支援		
こどもを取り巻く有害環境対策の推進		
情報教育の充実		
こどもの学習支援事業	要保護世帯等への就学のための援助	
生活困窮者自立支援相談支援事業		
保護者に対する就労の支援	就職相談会（再掲）	潜在的な保育人材への支援（再掲）
経済的支援（再掲）	医療費の助成（再掲）	ひとり親家庭等に関する経済的負担の軽減
要保護児童対策地域協議会（再掲）	社会的養護を必要とするこども・若者への支援	
意識の啓発や学校での早期発見、関係機関との連携	児童家庭相談室（再掲）	
ひとり親家庭等に関する経済的負担の軽減（再掲）	ひとり親家庭等の就労促進	ひとり親家庭の相談体制の充実
公営住宅における優先入居制度	公営住宅の確保に資する情報提供等	
公園や遊び場の整備	公共施設等のユニバーサルデザイン化	安心して歩行できる環境の整備
公共施設等におけるベビーベッドの設置等	バリアフリー施設についての情報提供	こころのバリアフリーに関する啓発
<交通安全対策>道路設備の整備	<交通安全対策>死傷事故発生地域における重点整備	<交通安全対策>生活道路における車両の進入等の抑制
<交通安全対策>交通安全教室の実施	<交通安全対策>交通安全教育を実施する職員の指導力の向上	<交通安全対策>通学路の安全確保に関する取り組み
<防犯対策>地域防犯力の充実	<防犯対策>学校等の安全管理に関する取り組み	<防犯対策>防犯設備の充実
<防犯対策>犯罪に関する情報提供	<防犯対策>パトロール活動の実施	<防犯対策>防犯講習の実施
<防犯対策>被害に遭ったこどもの保護の充実	<防災対策>防災教育の推進	<防災対策>避難体制の充実

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 将来への希望の形成とその実現に向けた取り組みの充実

#### 現状と課題

- ・総人口は減少傾向にあり、年齢3区分別にみると「0～14歳」、「15～64歳」が減少傾向、「65歳以上」が増加傾向にあります。中でも、年少人口（15歳未満）割合は令和6年時点で7.5%と、山梨県や全国より低い水準となっています。若い世代が少ない理由の1つとしては、出生数の減少が挙げられます。令和5年の出生数は60人で、近年は減少傾向が続いています。
- ・総人口の減少に加え、一般世帯数も減少傾向にあり、1世帯あたり人員は令和2年時点で2.34人となっています。一般世帯数を家族類型別にみると、「核家族世帯」が半数以上を占めています。核家族化が進んでいることで、祖父母などが子育てに関わる機会が減り、子どもと同居している保護者の負担が増していると考えられます。
- ・令和2年時点で女性の就業率は、4割を超えています。まだ男性より低いものの、就業率は男性が低下傾向、女性が上昇傾向にあることから、その差は縮まってきています。また、女性の就業率を年齢別にみると、『25～59歳』において7割を超えています。昭和60年時点では結婚や出産などを理由に『25～39歳』において就業率が低下していましたが、令和2年にはその傾向があまり見られません。
- ・令和2年の夫婦のいる世帯における共働き世帯割合は、「6歳未満の子がいる共働き世帯」が半数以上、「18歳未満の子がいる共働き世帯」が7割以上と、子どもがいても両親ともに働いている世帯が多いことがわかります。
- ・アンケート調査結果によると、対象の子どもが生まれた時の育児休業の取得状況は、母親では「取得した（取得中である）」もしくは「働いていなかった」と回答した人が9割近い一方で、父親では「取得してない」と回答した人が約8割となっています。父親で「取得した（取得中である）」と回答した人は約1割に留まっています。また、父親が育児休業を取得していない理由は、「仕事が忙しかった」が4割以上で最も多く、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が続いています。
- ・男女共同参画に関する意識改革に向けて、毎月広報うえのはらにスマイルニュースを掲載しています。
- ・「うえのはら子育てガイド」や「子育てライフスタイルブック ポカポカ」といった、子育てに関する情報をまとめた冊子を作成・配布しています。

#### 数値目標

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
① 上野原市全体における子育ての環境や支援への満足度 (やや低い+満足度が低いの合計)	41.6%	30%

①：「上野原みらい戦略 2025-2030」策定時の市民アンケート

## 具体的な取り組み・事業

### (1) こどもが権利の主体であることの普及啓発

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
こどもの権利普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報うえのはらや市のホームページなどの様々な媒体を用いて、地域住民に広く児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の普及・啓発を図ります。</li> <li>・ 人権擁護委員会と連携して保育所や小学校などを訪問するなどし、啓発を図ります。</li> </ul>

### (2) 子育て負担の軽減

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童手当や医療費助成制度に留まらず、児童の疾病や障がいに応じた様々な支援制度を活用することで、子育ての経済的負担を軽減します。</li> <li>・ 多様な子育て環境が広がる中でも子育てしやすい環境づくりを目指し、家庭で育児する保護者への支援に取り組みます。</li> </ul>
妊婦のための支援給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠期から切れ目のない支援を行うとともに、妊婦であることの認定後に5万円を支給します。その後、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に妊娠しているこどもの人数×5万円を支給します。</li> </ul>
給食費支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育施設、学校給食における園児、児童生徒の保護者の給食費を支援します。</li> </ul>

### (3) 仕事と生活の両立支援の充実

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
意識改革のための広報・啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画推進委員会に関係課職員が委員として参加し、全庁的な意識改革に取り組みます。</li> <li>・ 仕事と仕事以外の生活の調和を図ることにより、両者を充実させるワーク・ライフ・バランスの推進や、企業において社員が働きながらも仕事以外の責任や要望を果たせる環境を提供できるよう、庁内各課との連携のうえ、継続して周知・啓発を図ります。</li> </ul>
関係法制度に関する広報・啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報うえのはらや市のホームページ、LINEなどのSNS、母子手帳アプリ「上野原すくすく☆につき」、国や県からのチラシなどにより、子育てに関する情報を提供します。</li> <li>・ 働く男女のための出産・子育てに関する制度などについて、様々な媒体を用いて地域住民に広く周知します。</li> </ul>
こども・若者への移住定住支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新婚生活を支援し、住居費等の支援を図ります。</li> <li>・ 結婚相談員と連携し、安心して出会い・結婚相談できる環境整備を図ります。</li> </ul>
就職相談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上野原市での就労に関心がある求職者やその保護者を対象にした就職相談会を開催し、若者の就労を支援します。</li> </ul>
潜在的な保育人材への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育現場で働いたことがない、以前働いていたがブランクがあり自信がないといった方を対象に、実習を通して保育現場への就労を支援します。</li> </ul>

## 基本目標2 地域における子育て支援の充実

### 現状と課題

- ・就学前の親子には担当地区のマイ保健師が個別に相談を受け付けており、必要に応じて家庭相談員や母子父子自立支援員などにつないでいます。
- ・子育てに困難を抱えた妊産婦も多く、抱えている問題が複雑化する傾向にあります。18歳までのこどもを支援対象としていることから相談が一度で終わることは少なく、何年もかけて対応していかなければならないこともあります。
- ・こども家庭センターでは、専門的な知識・技術を有する子育て支援コーディネーターや家庭相談員、保育士が対応しており、必要に応じて助産師や心理士、児童福祉司などと連携しています。しかし、専門資格を有する常勤職が不足しており、適切なタイミングでの対応が難しいこともあります。
- ・令和元年からは母子手帳アプリを活用し、こどもの年齢などに応じて母子保健事業や乳幼児健康診査、イベント情報のお知らせを配信しています。
- ・令和4年度から子育て支援コーディネーターを配置し、本市の子育て支援の情報をまとめた「うえのはら子育てガイド」を作成・配布しています。
- ・ママパパ教室を父親が参加しやすいように土曜日にも開催をしていることから、両親が参加するという意識が年々高まっているように感じられます。
- ・令和6年度の保育・教育施設利用児童数は356人となっています。保育・教育施設利用児童数を年齢別にみると、令和2年度と比較して「0歳」、「1歳」、「2歳」が多く、「3歳」、「4歳」、「5歳」が少なくなっています。出生数は減少しているにもかかわらず3歳未満児の利用が多くなっていることから、3歳未満児の保育の需要が高まっていることがうかがえます。
- ・女性の社会参加や共働き世帯の増加に伴い、保育ニーズが高まっています。安心・安全な保育を継続して提供するためには、保育従事者の確保が必須です。
- ・令和6年度からは9か月未満のこどもと保護者を対象としたホッとスペースこ・こ・あの集いを開始しましたが、まだ参加者が少ない状況です。今後は、内容の見直しや各種事業のPR強化を行う必要があります。
- ・令和6年4月から、地域子育て支援センターを月1回土曜日にも開所しています。今後は、土日祝日の開所日を増やすことを視野に入れて検討する必要があります。
- ・核家族化が進み、地域の交流が減っていることから世代間交流が必要だと考えるものの、祖父母が子育て関連の行事に参加する機会は限られています。そのため、意図的に高齢者と交流する機会を設けたり、祖父母の行事への参加を推奨したりするなどしていく必要があります。
- ・交流会やスポーツ大会を開催していた育成会が、こどもの数や参加者の減少に伴い、活動回数を減らしたり、廃止に追い込まれたりしています。
- ・令和6年度の学童保育所利用児童数は224人、定員充足率は79.2%となっています。利用児童数は増減を繰り返しながらも、220人前後で推移することが多くなっています。
- ・アンケート調査結果によると、こどもが小学校になった時に希望する放課後の時間の過ごし方は、就学前児童調査において低学年・高学年ともに「自宅」が最も多くなっています。第2位は、低学年において「学童保育所」、高学年において「習い事」となっています。一方で、こどもが小学校高学年になった時に希望する放課後の過ごし方は、就学児調査において回答時の学年が低学年・高学年ともに「自宅」が最も多くなっているものの、その割合は、低学年において約6割、高学年において約8割と差がみられます。「学童保育所」は低学年で第3位(33.0%)となっていますが、高学年では第5位(13.2%)と、こちらも差がみられます。
- ・小学校児童数は減少しているものの、学童保育所のニーズは高まっています。特に長期休暇中の利用希望者が多いため、支援員の確保などの対応が求められています。また、今後の利用者数を適正に見込み、待機児童が生じない運営に努める必要があります。

## 数値目標

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
① 上野原市が実施している子育て支援事業の認知度 *「知っている」が80%以上の事業の割合	28.6% (4事業/14事業)	50%
② 子育て支援センターでの子育て講座(2か所・年間)	24回	24回
③ 既存施設を活用したこどもの居場所づくりの整備	—	新たに 1か所
④ 長期休み期間を含め、学童保育所の待機児童	0人	0人
⑤ 放課後子ども教室実施回数(学童合同イベント含む)	66回	78回

- ①：子育て支援に関するアンケート(就学前児童)  
 ②～④：子育て保健課  
 ⑤：社会教育課

## 具体的な取り組み・事業

## (1) 子育てに関する情報・相談体制の充実

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
こども家庭センター	・令和6年度に設置したこども家庭センターにより、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整などをし、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供します。
子育てにおける相談事業	・家庭相談員や母子父子自立支援員と連携しながら、保健師や看護師などの専門職を含む市職員が様々な子育ての相談に応じます。 ・様々なケースに対応できるよう、児童相談所と連携し、課題の早期解決に努めます。
子育て支援事業に関する情報提供	・広報うえのはらや市のホームページに加え、行政放送や音声告知端末、市のSNS、LINE、母子手帳アプリなどの様々な媒体を用いて、対象者がいつでも閲覧や申し込みができるよう、幅広く子育て支援事業に関する情報を提供します。
産前産後ホットスペースこ・こ・あ	・妊娠期の相談や母乳トラブル、乳房ケア・子育てなどに関する相談を保健師・助産師が、産前産後ホットスペースこ・こ・あで行います。
地域住人主導型共助コミュニティ創生事業	・子育て世帯の困りごとについて、地域の中で解決できるような仕組みを作るため、頼り合えるコミュニティ形成や核となるシェア・コンシェルジュをアナログとデジタルの両軸で行います。

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
<p>子育て支援 ネットワークの形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の対象者の支援にもつながるよう、関係者を集めたケース会議で関係者間の協力体制を構築します。</li> <li>・母子保健に関する地域の課題を共有し、課題解決のための方法に取り組みます。</li> <li>・小学校へのスムーズな就学に向けた支援を、関係機関と協働で行います。</li> <li>・複合化するケースに対応できるよう、要保護児童対策地域協議会などによる連絡調整や教育支援室などの関係機関との連携を強化していきます。</li> <li>・地域で活動するボランティア、NPO法人、民生委員・児童委員、主任児童委員などの関係機関と連携し、地域に密着した支援体制を構築します。</li> </ul>

## (2) 地域の教育・保育の場及び子育て支援事業の充実

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
<p>地域子育て支援 センター事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センターで、親子の交流や子育てに関するイベントを行います。</li> <li>・子育てに精通している専門職による育児相談や子育てに関する情報発信を行います。</li> <li>・ニーズに合わせて、土曜日・日曜日・祝日の開所などに取り組みます。</li> </ul>
<p>親子関係形成支援事業 (ペアレント・ トレーニング)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイなどを内容として提供し、健全な親子関係を支援するとともに同じ悩みを抱えている保護者同士の横のつながりづくりを支援していきます。</li> </ul>
<p>民間を活用した 保育サービスの拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帝京科学大学の子育て支援活動や民間の保育サポーターなどとの交流の機会に情報交換などを行うとともに、このような活動に対する市の支援体制を充実させます。</li> <li>・広く情報を周知できるよう、情報提供の機会の充実を図ります。</li> <li>・民間の保育サポーターの発掘や学生の市内保育施設への就職につながるよう、取り組みます。</li> </ul>
<p>延長保育</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育所1か所、認定こども園3か所、私立幼稚園3か所で実施している延長保育（幼稚園での一時預かり）を継続し、保護者の保育環境整備に努めます。</li> </ul>
<p>一時預かり事業 (在園児以外)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育所1か所、認定こども園2か所で実施しています。</li> <li>・令和8年度から開始予定のこども誰でも通園制度との整理を行い、今後もニーズに合わせた一時保育を実施します。</li> </ul>
<p>病児・病後児保育</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病後児保育は市内施設で、病児保育は県内の広域利用で対応しています。</li> <li>・現在は非常勤の看護師で対応しているため、常勤の看護師の確保に努めるとともに、利用者負担の軽減策に取り組みます。</li> </ul>
<p>ファミリー・サポート・ センター事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児や小学生等の児童のいる子育て中の保護者や住民を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図っていきます。</li> </ul>

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の病気や冠婚葬祭など、社会的にやむを得ない事由、あるいは保護者の仕事等の事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった中学校修了前の児童を、児童養護施設等において一定期間預かり、養育、保育を行います。</li> </ul>
保育サービス評価等の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回、保護者を対象としたアンケート調査を実施し、結果を公表します。</li> <li>・保育所等の自己評価に加え、保護者などから評価を受けることで、客観的な評価に基づく保育サービスの質の向上を図ります。</li> </ul>
保育所における質の向上のためのアクションプログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の策定する内容や成果物（ガイドラインなど）を踏まえ、保育所における取り組みを支援します。</li> </ul>
幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度初めに幼稚園、認定こども園、小学校などと懇談会を開催し、幼児教育や学校教育のあり方について理解を深めており、今後は教育支援室とも連携の対応に取り組めます。</li> <li>・保護者の多様なニーズに対応した幼稚園の預かり保育や各種事業の充実を図るとともに、豊かな情操・想像力・社会性が身につく幼児教育に努めます。</li> <li>・子育て世帯が、特色ある教育保育サービスを選択できるよう、私立幼稚園の認定こども園の移行を支援します。</li> </ul>
保育所・幼稚園と小学校の連携体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所・幼稚園や小学校が連携して、定期的な話し合いや相互の授業参観・保育参観などを通じた相互交流をさらに促進することにより、一貫した教育体制を充実していきます。</li> <li>・保育所・幼稚園の情報を積極的に提供します。</li> </ul>
家庭の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所や認定こども園、子育て支援センターにおいて、家庭相談員による子育て講座などを開催し、子育てに関する情報提供や相談を行います。</li> <li>・保護者が、子育ての社会的意義や正しい生活習慣の意義、映像メディア漬けの危険性など、子育てに関する様々な知識や技術を身につけることができるよう、学習機会を提供します。</li> <li>・子育ての様々な悩みを抱える保護者が利用できる情報提供の場や相談の場を充実させます。</li> </ul>
ホッとスペース こ・こ・あの集い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子が楽しく笑顔で育児ができるよう、他のママとの交流や仲間づくり、赤ちゃんとのふれあい、子育て方法などを学ぶ機会などを毎週定期的に行います。</li> <li>・より充実した支援となるよう、参加者の実情に合わせて回数、内容を見直します。</li> <li>・各種事業や様々な機会を通じて事業のPRを強化します。</li> </ul>
高齢者との交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異世代が地域社会でともに暮らすという認識を育むため、学校教育や学校外活動の中で、感染症対策をとりながら、三世代交流会など地域の社会福祉活動への参加、老人ホームへの訪問など、世代を超えた交流を図ります。</li> <li>・保育所・幼稚園、学校などと連携して、地域事業への参加を図ります。</li> </ul>

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
異世代交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化祭、地域セミナーなど、こどもから大人まで参加できるお祭りやイベントなどの機会に、地域における世代間の交流を深めます。</li> <li>・より多くの方が楽しめる企画・運営に努めます。</li> </ul>
地域の子育て活動への学校教職員の参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの健やかな成長のためには家庭や学校、地域が一体となって取り組むことが重要であるため、連携の必要性を共有し、地域の青少年育成会事業への積極的な参加を図ります。</li> </ul>

### (3) こどもの居場所づくりの充実

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
放課後児童健全育成事業(学童保育所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の就労などにより、放課後の保育に欠ける児童の居場所として安全を守るとともに、集団生活の中で協調性や社会性を養うことで、児童の心身の健全な成長を支援します。</li> <li>・共働き世帯の増加などに伴う学童保育所のニーズが増加していることから、入所希望者が増加した場合の対応に取り組みます。</li> <li>・学童保育所を利用する児童の保護者負担の軽減に向けて夏期休暇期間中の昼食の提供等に取り組みます。</li> <li>・引き続き、委託による運営を実施し、入退所の申込みや管理についてデジタル化に取り組みます。</li> </ul>
放課後子ども教室推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内交流型の放課後子ども教室を市内すべての小学校で実施しています。</li> <li>・合唱団や上野原自然探検隊など、多様な活動を取り入れます。</li> <li>・地域コーディネーターや大学生ボランティアの募集など、スタッフの確保に努めます。</li> </ul>
既存施設を活用したこどもの居場所づくりの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館などの既存施設を活用し、こどもや子育て世帯がさらに利用しやすく身近な憩いの場・居場所となるような施設整備に取り組みます。</li> </ul>

## 基本目標3 こどもの健康づくりに資する体制の構築

### 現状と課題

- ・アンケート調査結果によると、上野原市の子育て環境をさらによくしていくために重要と思うものは、就学前児童調査・就学児調査ともに「小児救急医療体制の充実」が8割を超えて最も多くなっています。
- ・令和4年4月より上野原市立病院に小児科常勤医師を配置しています。ただ、医師の確保が難しく、午後診療や入院の受け入れについては課題が残ります。また、富士吉田市にある富士・東部小児初期救急医療センターは、市内医療機関での対応が難しい休日・夜間帯の小児救急医療を担っています。本市からは距離があり、利用者の負担が大きいという声もあります。
- ・子ども医療費助成制度により子育て世帯の医療費負担の軽減が図られています。
- ・こどもの事故防止について、乳幼児健康診査や広報うえのはらなどを通じて啓発しています。協力団体の休会などを理由に啓発する機会が減少していることから、情報配信ツールの活用や「うえのはら子育てガイド」への事故防止に関するページにつながる二次元コードの掲載なども行っています。
- ・妊婦の喫煙は胎児への悪影響があるため、母子健康手帳交付時の問診票により把握し、喫煙者には保健師から注意喚起しています。令和5年に母子健康手帳を交付した妊婦のうち、喫煙していた妊婦は3.9%でした。また、妊婦の受動喫煙の防止にも努める必要があります。
- ・令和3年度から妊婦一般健康診査の公費負担額を増額しましたが、他県と比較するとまだ差がみられます。また、出産奨励祝金は出産・子育てにおける経済的な支援ではあるものの、出生数の増加につながっていないとの指摘があります。
- ・産後ケア事業の利用希望はあるものの、医療機関への移動の不便さや予約の取りづらさから利用者が少ない状況が続いています。
- ・乳幼児健康診査の受診率は9割以上を維持しており、未受診者には状況確認を実施しています。出生数は減少しているものの、乳幼児の月齢を考慮して実施回数を検討する必要があります。
- ・配慮が必要な子どもを早期発見することができるようになってきているものの、保護者の受容がうまくいかず、必要な療育機関につなぐことが難しい場合もあります。また、発達訓練は年中児までが対象のため、年長児から新たな支援先を見つける必要がありますが、受け皿が少ないことが課題です。また、18歳以上で発達障がいについて受診・相談しようとしても専門機関につながりにくいため、18歳までに必要な医療や相談につながれるよう、気軽に相談できる場所の整備が必要です。
- ・発達に課題を抱える子どもが増加したことで、小中学校の通常学級においても指導が困難なケースが増えています。通常学級においても一人ひとりに合わせた多様な指導が求められ、支援と指導の両輪体制が必要となっていることから、支援員の増員が求められます。
- ・18歳までの障がいのある子どもの多くは、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスを利用していますが、市内には通所事業所がなく、利用者や家族の負担になっています。また、重症心身障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、特別な支援を必要とする子どもに対して支援体制が十分ではありません。
- ・令和5年度の児童虐待通告件数は、11件となっています。令和2年度に前年度を大きく下回った後は11～15件で推移しており、令和5年度は過去5年間で最も少なくなっています。
- ・新型コロナウイルス感染症が流行していた時期は、食育の事業を縮小したため、十分な食育の推進ができませんでした。現在は事業を再開しているため、第2次上野原市健康増進計画・食育推進計画に基づいて、食育への関心・理解の向上を図る必要があります。

**数値目標**

項目		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
① 乳幼児健康診査の受診率	乳児	99.2%	現状値より増加
	幼児	92.2%	97.6%以上
② 乳幼児健康診査における要精密検査判定の児童の医療機関受診率		100% (令和5年度)	100%
③ 中高生の食育に関心がある人の割合		17.3% (令和5年度)	現状値より増加 (令和10年度)
④ 中高生の食育の言葉も内容も知っている人の割合		26.7% (令和5年度)	現状値より増加 (令和10年度)

①～②：子育て保健課

③～④：健康実態調査

**具体的な取り組み・事業**

**(1) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供**

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
小児医療の充実と確保	・小児医療に関する要望が多いことから、山梨大学や県と協議を進め、上野原市立病院を中心とした小児医療体制の充実と医師の確保に努めます。
富士・東部小児初期救急医療センターに関する情報の提供	・母子健康手帳交付時や4か月健康診査時に富士・東部小児初期救急医療センターに関するパンフレットを配布したり、市のホームページなどで医療機関情報を提供したり、地域住民に周知します。 ・母子健康手帳交付時に配布する子育てガイドブックへ掲載し、小児救急電話相談（#8000）の紹介を行います。
山梨県及び富士・東部医療圏域内の医療情報の提供	・各都道府県の地域医療構想に基づき、医療圏毎に地域の医療ニーズに合わせた医療体制を整えているため、発信できる情報（山梨県及び富士・東部医療圏域内の情報）を引き続き提供していきます。 ・富士・東部小児救急医療センターのPRを行います。
医療費の助成	・健康な子どもを安心して育てられるよう、病気の早期発見・早期治療を行い、子どもの健康の保持及び増進をより一層図るとともに、保護者の医療費の軽減を図るため、18歳まで通院・入院の医療費（保険診療分）を助成します。
こどもの事故防止	・乳幼児健康診査時に、転倒や誤飲、やけどなどの事故防止に関するパンフレットを配布し、保健指導を実施します。 ・情報配信ツール、母子健康手帳アプリ：上野原すくすく☆につき、LINEへの掲載、子育てガイドブックを啓発します。

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
受動喫煙の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠は、妊婦本人だけでなく、家族が禁煙する強い動機になるため、母子健康手帳交付時の妊婦相談において必ず禁煙指導を行うとともに、広報うえのはらによる啓発や医療機関との連携により、妊産婦の禁煙を促します。</li> <li>・妊産婦とこどもの受動喫煙の防止を図ります。</li> <li>・妊娠中は禁煙しても出産後に再喫煙をする方がいることから、妊婦相談時に喫煙状況を確認し、禁煙意志のある方が100%禁煙できるよう、継続的な個別支援を行います。</li> </ul>
学校における健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における保健指導や保健集会において、歯磨きやよく噛むことについて指導を行い、生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣を身につけるための健康教育を推進します。</li> <li>・児童生徒や保護者に啓発チラシを配布し、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染防止についての理解と協力を求めます。</li> </ul>

## (2) 妊産婦への支援の強化

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
妊婦相談 (母子健康手帳の交付)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳の交付を行い、妊娠中を健康に過ごし、安全な出産ができるよう、母子の健康管理に役立てます。</li> <li>・母子健康手帳交付時に、妊娠期をより健康に過ごし出産に備えるため、妊婦相談を実施します。</li> </ul>
新生児・乳児訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイ保健師または助産師が自宅に訪問し、母子の心身の状況や養育環境などを把握するとともに子育て支援に関する情報提供などを行い、必要なサービスにつなげます。</li> <li>・里帰り先での訪問を希望する場合は、滞在市町村に訪問を依頼します。</li> <li>・家庭訪問を希望しない場合でも母子の心身の状況や養育環境について電話で確認し、早期から関わりが持てるように努めます。</li> </ul>
妊婦健康診査・ 歯科健康診査 (歯周疾患検診)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦に14回分の健康診査受診票を交付し、定期的な健康診査を通じて異常の早期発見や早期治療につなげるとともに、正しい知識を普及させて、安心・安全な妊娠・出産を支援します。</li> <li>・里帰り中の受診や県外の医療機関での受診など、妊婦一般健康診査の委託契約ができない医療機関については、償還払いで対応します。</li> <li>・妊娠中から虫歯や歯周疾患予防となるよう、妊婦歯科健康診査(歯周疾患検診)受診票を交付し、歯の健康づくりを推進していきます。</li> </ul>
母親学級・両親学級 (ママパパ教室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠5～7か月の妊婦とそのパートナーを対象に、ママパパ教室を実施します。</li> <li>・妊娠をきっかけに家族の健康管理について考えることができるよう、内容を充実します。</li> <li>・参加者同士の情報交換や仲間づくりの機会とします。</li> <li>・妊娠や子育てにおいて、夫婦がそれぞれの役割を持って父母として積極的に子育てを行えるよう、家族間の交流を図ります。</li> <li>・父親が参加しやすいように土曜日の開催日を設け、妊娠・出産や子育てに関する必要な情報の提供や保健指導を行います。</li> </ul>

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
妊婦訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイ保健師または助産師が自宅に伺い、産後に利用する受診票を交付するとともに、妊娠中の健康状態の確認をし、妊娠・出産に向けての相談に応じます。</li> </ul>
産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産後の休息や授乳、育児に関する相談などを行う産後ケアセンター「ママの里」（笛吹市）について、全産婦に利用を勧めていきます。</li> <li>・産後ケア事業を利用しやすいように、県外の産後ケア事業実施事業所とも契約を勧めていきます。</li> </ul>
産婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産後間もない母親の心身の健康の保持や産後うつ予防などのため、切れ目のない支援として産後の健康診査の利用を勧めています。</li> <li>・産婦健康診査は1回5,000円を2回分（産後2週間・1か月）、計10,000円を市負担とし、委託契約ができない医療機関については、償還払いで対応します。</li> </ul>
安全安心な妊娠出産への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全安心に妊娠出産できる環境づくりに向けて、分娩可能施設までの交通費の助成といった経済的な支援に取り組みます。</li> </ul>
ハッピーバースデー事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産婦の自宅に社会福祉協議会職員、地域の民生委員・児童委員が訪問し、出産のお祝いとしてプレゼントを渡しながら、地域の身近な相談者や相談先を紹介し、地域のつながりを築く機会とします。</li> </ul>

### (3) 乳幼児健康診査等の推進

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
新生児聴覚検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳交付の際に新生児聴覚検査受診票を交付し、利用の仕方について説明するとともに、妊婦訪問の際には改めて確認をし、出産時の利用の仕方について勧めていきます。</li> </ul>
乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4か月児、9か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象とした健康診査を、集団で実施します。</li> <li>・乳幼児の健康状態と発育・発達状態を定期的に把握することで、乳幼児の健康増進を図ります。</li> <li>・フォローが必要なケースは、保育所などの関係機関と連携しながら支援します。</li> <li>・全対象者が受診できるよう、未受診者には、次の開催日での受診を推奨します。</li> </ul>
乳児一般健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳未満の乳児を対象に医療機関での健康診査を、1か月児、6～7か月児、1歳児のいずれかのうち2回利用できることを、各種事業を利用して勧めていきます。</li> </ul>

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
5歳児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害を発見する機会や、保護者が生活習慣を含む5歳児の姿を認識して就学の準備を始める機会とします。</li> <li>・必要に応じて、通級指導学級スマイル、教育相談室、医療機関、児童相談所などの関係支援機関を紹介し、就学に向けた準備を進めます。</li> <li>・5歳児健康診査の実施に向けて、幼稚園・認定こども園などの協力を得ながら、教育委員会教育相談室や上野原小学校通級指導教室のスタッフとの話し合いや健康診査当日の運営を行います。</li> </ul>

#### (4) 疾病や障がいのあるこどもへの支援の充実

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期治療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の疾病や障がいの早期発見・早期対応のため、乳幼児健康診査が成長段階・特性に合わせた有効な健康診査となるように内容を充実させます。</li> <li>・要精密検査と判定されたこどもに受診券を交付したり、発達相談を勧めたりするなど、タイムリーな関わりができるように努めます。</li> <li>・乳幼児健康診査は対象のこどもが減少していることから、実施回数や方法の改善に取り組みます。</li> </ul>
療育相談・支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに不安や心配を抱えた保護者を対象に、心理相談員が発達相談(すこやか発達相談)や発達訓練を行います。</li> <li>・継続ケースは、地区担当のマイ保健師が中心となって関係機関と連携し、支援体制を強化します。</li> <li>・発達相談(すこやか発達相談)や発達訓練に参加がしやすくなるよう、内容や方法の改善に取り組みます。</li> <li>・5歳児健康診査後、就学を迎えるまでの間の支援体制が整っていないため、フォローする教室の開催などに取り組みます。</li> <li>・障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、障がい児及びその家族に対する支援が身近な場所で提供できるように、支援体制の整備を進めます。</li> </ul>
地域療育コーディネーターとの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅障がい児(者)やその家族の地域における生活を支えるために身近な地域で療育指導、相談等を行う地域療育コーディネーターと連携を取っていきます。</li> </ul>
障がい者福祉サービスの周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援法に基づく障がい者福祉サービスについて、継続して周知・啓発を図ります。</li> </ul>
多様性に応じた教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのあるこどもが一人の人間として、その能力を最大限に伸ばせるよう、一人ひとりの個性や特性などの教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容や支援体制を充実させることで、学びやすい教育環境の整備を目指します。</li> <li>・障がいの多様化がみられることから、特別支援教育の充実のために定数の改善を要望するとともに、支援員の増員に取り組みます。</li> </ul>
障がいのあるこどもへの適切な教育機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級の設置促進に努めるとともに、通常学級で学ぶ場合に必要となる施設・設備の配慮を進めます。</li> <li>・障がいのある児童生徒の支援体制の充実を図るため、特別支援学級と通常学級の児童生徒との交流や共同学習を行います。</li> </ul>

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのない児童生徒が、障がいのある児童生徒について理解と認識を深めるための指導を工夫します。</li> <li>・多様化する障がいの状況に合わせた支援員の増員など、充実した支援体制に向け取り組みます。</li> <li>・通常の学校に在籍するLD<sup>1</sup>やADHD<sup>2</sup>、高機能自閉症<sup>3</sup>などの発達障害により特別な教育的支援が必要なこどもへの支援体制を実態に応じたものにするため、指導内容や指導方法を工夫します。</li> </ul>
学校教育における障がい者理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の学校の児童生徒と交流する居住地交流に協力します。</li> <li>・地域で暮らすこどもの連帯意識を育み、障がいのある人に対する理解を深めるため、支援学校などの児童生徒との交流学习を行います。</li> </ul>
「障がい」に関する教職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会や県総合教育センターの研修に関わる情報は、積極的に学校に通知し、周知を徹底します。</li> <li>・学校に講師を招いて、職場内研修を充実させます。</li> <li>・発達障害を含む多様な障がいへの理解を深めるため、県で行う教職員研修などへの参加を支援します。</li> </ul>
障がいのあるこどもの放課後対策等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援事業による日中一時支援、障害児通所給付事業による放課後等デイサービス・児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援を実施します。</li> <li>・障がいのあるこどもの放課後対策や、長期休暇中の居場所づくりに取り組みます。</li> <li>・重症心身障がい児、医療的ケア児など特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制を整備します。</li> </ul>

<sup>1</sup>LD

Learning Disabilities の略で、「学習障害」を指す。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

<sup>2</sup>ADHD

Attention-Deficit Hyperactivity Disorder の略で、「注意欠陥、多動性障害」を指す。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

<sup>3</sup>高機能自閉症

3歳位までに現れ、1.他人との社会的関係の形成の困難さ、2.言葉の発達の遅れ、3.興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

## (5) 児童虐待防止対策の強化

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
要保護児童対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待問題に対応するため、関係機関と連携した情報交換や児童虐待に関する広報・啓発、予防活動を行います。</li> <li>具体的な支援に取り組むため、随時ケース会議を開催し、状況の把握や問題点の共有を行います。</li> </ul>
児童家庭相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話や面接による子育てやこどもの健康に関する相談体制を強化します。</li> <li>相談員の資質の向上を図るとともに、こども家庭センターガイドラインに示されているこども家庭支援員等の専門職を計画的に採用していきます。</li> </ul>

## (6) 食育の推進

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
妊娠期の講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡単な調理実習を行いながら、妊娠中の栄養や鉄分を意識した栄養バランスのとれた食事について、妊娠期の保健事業を通じて指導します。</li> <li>欠食している妊婦や標準体重以下の妊婦が低出生体重児を産む割合が高いことから、欠食や偏食をしないように指導します。</li> <li>今までの食事の量と偏りについて振り返り、改善点がわかるように指導します。</li> <li>子育て中の母親の食習慣がこどもにも影響することが考えられるため、1日3回食べることや偏りのない食事について指導します。</li> </ul>
乳幼児期の講習	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活リズムや食習慣、離乳食の進め方、おやつなどに重点をおいて、具体的な情報を提供することで、正しい食生活について学習する機会とします。</li> <li>食事についての悩みをもつ母親が多いことから、小さい頃から欠食や偏食をしないよう、乳幼児健康診査や育児教室などにおいて1日3回食べるための具体的な離乳食の進め方を指導します。</li> </ul>
わくわくクッキング教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>食生活改善推進員会を中心に、夏休みに小学生親子を対象にしたわくわくクッキング教室を実施します。</li> <li>親子が協力して調理することで親子のふれあいの機会とするとともに、食への興味を広げることで望ましい食習慣を学習する機会とします。</li> <li>より多くの方が参加できるよう、実施日や回数、実施場所の改善に取り組めます。</li> </ul>
学校教育における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>食の専門家である学校栄養職員が、給食を通して望ましい食習慣を伝えます。</li> <li>児童生徒に直接食に関する指導を行い、食事の大切さを伝えます。</li> </ul>
食育推進計画の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育に関する意識を高めるため、学校現場や各種団体の協力のもと、食育推進計画に基づいた事業を展開します。</li> </ul>

## 基本目標4 こどもの健全な育成を促進する支援の強化

### 現状と課題

- ・令和5年度の不登校児童生徒割合は、「小学生」が1.4%、「中学生」が4.95%となっています。中学生においては20人に1人以上の割合であり、1クラスあたり1人が不登校という計算となります。
- ・不登校児童生徒が増加しています。中には、教育センターステップへの通級もできない児童生徒がおり、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーによる訪問指導や支援が求められています。学級担任や生徒指導担当、管理職、県のスクールカウンセラー、市の学校カウンセラーの連携や支援により、登校できるようになった児童生徒も多くいます。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度から令和5年度まで中止していた親睦スポーツ大会を令和6年度から再開したものの、参加者が減少しており、コロナ禍前の規模での実施が難しくなっています。今後は小規模でもスポーツに触れ、他者と交流できる事業に舵を切る必要があります。
- ・図書館事業は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による影響で事業の縮小を余儀なくされたものの、令和3年度以降徐々に再開し、現在ではコロナ禍前の水準で事業を行うことができます。しかし、各事業への参加が少ないことから、新規事業の立ち上げなどを行い、事業の活性化を図る必要があります。
- ・個別指導やチーム・ティーチングによる指導、通常学級と特別支援学級の交流ができるよう、規模の大きい小中学校各2校に支援員を配置しています。また、通常学級にも特別な支援を必要とする児童生徒が在籍していたり、自閉情緒学級に在籍する児童生徒の増加が見込まれたりしていることから、支援員の増員について検討する必要があります。
- ・学校の統廃合により学区が拡大し、登下校にスクールバスを利用したり、保護者による送迎があったりする児童生徒が増加したことから、児童生徒の体力の低下が心配されます。
- ・校舎や設備などの老朽箇所や危険箇所の修繕、車椅子を利用する児童生徒のためのトイレの改修や学校の普通教室へのエアコンの設置が完了しました。また、市内の学校施設は大半が築20年以上で、古いものは築40年を超えるものもあります。しかし、児童生徒の減少により将来的に学校再編を検討する必要があるため、当面は既存施設の維持管理や劣化部分などの修繕を行うことにしています。
- ・令和4年4月に市内すべての小中学校に学校運営協議会が設置され、コミュニティ・スクールとしての活動が始まりました。地域の声に耳を傾け、特色ある学校づくりを進めるため、地域と良好な関係を構築する必要があります。
- ・県のいきいき教育地域人材活用推進事業を活用し、地域人材が外部講師として授業などを行っています。地域人材は知識や技能に優れているばかりでなく、児童生徒に夢や希望を与える存在であることから、教育活動の充実に向けて人材バンク等の設置を検討する必要があります。
- ・令和5年度のいじめ認知件数は259件で、内訳は「小学校」が205件、「中学校」が54件となっています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のためにリモートでの授業が中心だった令和2年度には大きく減少したものの、登校が再開した後は増加傾向に転じています。
- ・いじめの未然防止のための対策の1つとして、公費負担によるQ-Uテストを取り入れ、学校生活における児童生徒の満足感や意欲、学級集団の状態を把握しています。また、定期的にいじめに関するアンケートを実施し、認知件数や過去のいじめの状況等を確認しています。市内の学校で重大事案が発生した場合は、上野原市いじめ問題専門委員会を立ち上げるようになるため、日頃から必要な組織体制づくりを行っています。
- ・SNSでのいじめや犯罪など、インターネット上の出来事は見えにくいことから、学校でインターネットの利用方法やその危険性について教育していますが、家庭における情報リテラシーの教育や利用状況の把握も大切だと考えられます。

## 数値目標

項目		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
① 将来の夢や目標を持っているこどもの割合	小学生	80.6%	90%以上
	中学生	67.2%	75%以上
② いじめの解消の割合	小学生	68.3%	75%以上
	中学生	68.5%	75%以上

①：全国学力・学習状況調査

②：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

## 具体的な取り組み・事業

## (1) 児童の健全育成の推進

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
思春期の 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期のこどもや保護者からの相談に随時対応し、必要に応じて、思春期精神保健などの専門機関を紹介します。</li> <li>・小中学校の養護教諭と連携し、学校の保健委員会などへの参加を通して、思春期のこどもや保護者の悩み、問題などの把握に努めます。</li> <li>・市の学校教育支援スタッフを学校などに配置し、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーによる訪問指導や支援に取り組みます。</li> </ul>
思春期の健康教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性教育・エイズ教育を行い、性に関する正しい知識、いのちの大切さについて継続して啓発します。</li> </ul>
喫煙や薬物等に関する教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士・東部保健所と連携して「薬物乱用ダメ、ゼツタイ」運動のヤング街頭キャンペーンに参加し、啓発活動を行います。</li> <li>・学校の保健学習などで、喫煙や薬物の有害性などに関する基礎知識を普及させることで、思春期の心身の健康づくりを支援します。</li> <li>・妊娠中の喫煙が低出生体重児のリスクになることを周知していきます。</li> <li>・たばこが身体に及ぼす害など保健の授業で禁煙教育を行っていきます。</li> </ul>
親睦スポーツ大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上野原市青少年育成会連絡協議会と共催で親睦スポーツ大会を開催し、各地区の子どもたちが共にニュースポーツなどを体験することで、生涯続けられるスポーツ活動への興味・関心を高めます。</li> <li>・人口減少による影響を考慮し、小規模でもスポーツにふれあい、交流できる事業を実施していきます。</li> </ul>
読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語絵本の読み聞かせ会、小学校などと連携した出張おはなし会を行います。</li> <li>・おはなし会や親子文芸講座を定期的で開催し、本に親しむ機会を提供します。特に親子文芸講座は、実施回数を増やすための講師の確保に努めます。</li> <li>・9か月児健康診査時に親子に絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」を実施し、こどもと保護者が本に親しむきっかけを提供します。</li> <li>・小学校入学時に絵本をプレゼントする「セカンドブック事業」を実施し、読書活動の習慣化を支援します。</li> </ul>

## (2) こどもの教育環境の整備

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
こども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの能力や習熟度に応じた個別指導を行うとともに、チーム・ティーチングによるきめ細やかな指導を展開します。</li> <li>支援充実のため、支援員の増員に取り組みます。</li> </ul>
道徳教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育における道徳教育に係る指導計画のもと、いきいき教育や心に元気を育む道徳教育などの様々な機会を通して、道徳教育を行います。</li> <li>地域の方を講師に招いたり、図書を購入したり、地域の幅広い年齢層と語る時間を設けたりすることで、道徳教育を充実させます。</li> <li>一人ひとりの児童が道徳的価値を自分の課題として受け止め、豊かに感じ、いきいきと自分を表現して、よりよく生きようとする意欲を自ら育む道徳教育を推進します。</li> <li>コミュニティ・スクールの導入に伴い、学校と地域との連携を推進していきます。</li> </ul>
体育の授業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の実情に応じて、外遊びの奨励やドッジボール、なわとび、体操教室、水泳教室、持久走などの取り組みを展開します。</li> <li>体育やスポーツ、健康、安全に関する基本的な能力の育成、健康体力の増進を図ります。</li> </ul>
文化体験活動の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化協会の協力を得て、小中学生を対象に書道や将棋、水彩画、箏曲、囲碁、日本舞踊、茶道などの体験の場を提供します。</li> <li>文化体験活動を行う団体の育成を支援します。</li> <li>夏休みにこども向けの講座を実施し、こどもの居場所確保や体験活動の機会の充実を図ります。</li> <li>広報うえのはらや市のホームページ、行政放送、LINEなどのSNSを活用し、さらなる参加者の確保に努めます。</li> </ul>
自然体験活動の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内や周辺をフィールドに、小学生を対象にした自然体験活動や観察会、環境保全活動の機会を提供します。</li> <li>充実した体験活動ができるよう、指導者の確保に努めます。</li> </ul>
人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校における道徳教育の中で、命を尊ぶ人権教育を推進します。</li> </ul>
次代の親の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>次代を担う立場として社会性や人間性を育むため、中学校で幼稚園や認定こども園と連携して、保育体験を行い、子育てにつながる取り組みを行います。</li> </ul>
生涯ボランティアの仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの楽しさやその必要性を認識するための体験学習の機会として、小中学校においてボランティア教室などの開催に取り組みます。</li> <li>各学校で独自のボランティア活動に取り組んでいるため、今後は学校のニーズに合わせた活動に取り組みます。</li> </ul>
学校施設環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒などが一日の大半を過ごす活動の場であり、児童生徒の生きる力を育むための教育環境として、小中学校の校舎等における老朽箇所の修繕をはじめ、必要に応じたバリアフリー化の推進など、学習環境の整備に努めます。</li> </ul>

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
特色ある学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に開かれた学校として、保護者だけでなく、地域住民も対象とした学校開放を実施します。</li> <li>・合唱活動や朝読書、読み聞かせ、三世代交流、地域学習、縦割り班活動、公開授業など、学校ごとに特色ある学校づくりを行います。</li> <li>・コミュニティ・スクールを中心とした学校支援の体制の構築と学校を支援するスクールサポーターの拡充に努めます。</li> </ul>
GIGA スクール構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校現場でのICTの活用により、令和時代の新しい教育環境とこれまでの伝統的な教育実践のベストミックスで、児童生徒の学習環境の充実や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業や学習の改善につなげていきます。</li> </ul>
学校教育支援スタッフ配置事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級に在籍する児童生徒は個別の支援計画が作成され、それに沿って担任や養護教諭が適切な対応を行います。</li> <li>・特別支援学級に在籍する児童生徒の人数・障がい程度などを考慮して、教育支援員などを適所に配置するよう努めます。</li> <li>・特別支援学級に在籍する児童生徒への指導やケアだけでなく、保護者や教職員への支援を行います。</li> <li>・支援充実のため、支援員の増員に取り組みます。</li> </ul>
コミュニティ・スクールの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や地域住民の意向を広く聞き取り、それを学校運営に反映します。</li> <li>・保護者や地域住民に学校運営の状況などを周知し、理解を求めます。</li> <li>・保護者や市域住民と良好な関係性を築き、地域に信頼される特色ある学校づくりを行うため、コーディネーターの配置に取り組みます。</li> </ul>
地域人材活用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県のいきいき教育地域人材活用推進事業（特別非常勤講師）を活用し、総合学習の時間などに、有能な知識や技術、見識をもった方を講師に招きます。</li> <li>・こどもに様々な体験をさせることで、生きがいと夢を与え、地域を大切にすることを育成します。</li> </ul>

### (3) いじめ防止対策・不登校支援の充実

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
少年非行や不登校に対応する専門的な相談支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かで充実した学校生活を送れるよう、サポート体制の充実を図ります。</li> <li>・教育委員会に市の学校カウンセラーを配置し、不登校などに関する総合的な相談を受け付けます。</li> <li>・県のスクールカウンセラー活用事業などを活用し、教育相談体制の充実を図ります。</li> <li>・スクールカウンセラーやソーシャルワーカーによる訪問指導や支援の充実を図ります。</li> <li>・児童育成支援拠点事業の実施について取り組みます。</li> </ul>
いじめ防止に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上野原市いじめ防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域、関係機関が連携していじめ防止等の対策を実施します。</li> <li>・いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのアンケート調査等の実施により、いじめの早期発見、早期対応に学校全体で取り組みます。</li> </ul>

#### (4) ひきこもりの青少年への支援の充実

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
若者のひきこもり 相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひきこもりや不登校に悩む子ども・若者やその保護者からの相談に対応し、関係機関と連携して必要な支援に繋がります。また、居場所事業や県が実施する事業（インターネットの仮想空間を活用した交流・居場所支援）への協力による支援を行います。</li> </ul>

#### (5) 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
子どもを取り巻く 有害環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J Rの駅などに設置された白ポストで、子どもの教育上有害だと思われる性的・暴力的な表現が含まれる図書を回収するとともに、白ポストの役割の周知に努めます。</li> <li>・ S N Sによるいじめや犯罪に子どもが巻き込まれることがないように、保護者への情報提供を含め、学校や警察などと連携して、ネット社会での問題への対策に取り組みます。</li> </ul>

#### (6) インターネットの適正利用の推進

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
情報教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもがI C T機器や情報を活用する能力を身につけるとともに、適切な情報発信の仕方を学べるような情報教育を充実していきます。</li> </ul>

## 基本目標5 こどもの貧困の解消

### 現状と課題

- ・上野原市社会福祉協議会に委託して実施している学習支援事業は、学生や教員経験者などが学習支援員となり、個々の児童生徒の学力に応じた学習支援を年30回程度行っています。学習支援は参加者の障がいの有無などにも配慮する必要があるとともに、こどもが将来の自立に向けて生き抜く力を育む「こども第3の居場所」としての機能も求められています。
- ・令和5年度の就学援助認定児童生徒数は130人で、内訳は「小学生」が74人、「中学生」が56人となっています。年度によって増減しているものの、概ね減少傾向にあります。
- ・上野原市社会福祉協議会に委託して実施している生活困窮者自立相談支援事業は、自立相談支援窓口（上野原市社会福祉協議会内）や訪問による相談対応を実施しており、本人の状況に応じた包括的かつ断続的な支援に努めています。相談内容としては、社会との関わりがほとんどないケースや心身の不調を抱えているケースなどの他機関との連携が必要となるケースが多くあるとともに、当事者の課題が複雑化・複合化している傾向にあります。
- ・令和4年度から中学3年生の給食費を公費化し、令和5年度にはその対象を中学校全学年に広げました。また、令和6年度には小中学校の全学年の給食費を無償化し、保育施設を利用する園児に対して給食費を支援する事業を開始しました。さらに、就学援助の対象世帯には、学用品費や校外活動費、修学旅行費、オンライン通信費の支援を行っています。

### 数値目標

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
① こどもの学習支援事業の実施回数	30回	30回

①：福祉課

### 具体的な取り組み・事業

#### (1) 教育支援の充実

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
こどもの学習支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帝京科学大学や母子寡婦福祉連合会などと協力して、生活困窮世帯のこどもへの学習支援や様々な交流活動を実施します。</li> <li>・貧困の連鎖を断ち切り、将来的な自立の素地を高めていけるよう、こどもの学力や社会性の向上に向けた支援の充実を図ります。</li> <li>・支援の方法や参加者の募集等の周知については、必要に応じて改善しつつ、実施していきます。</li> </ul>
要保護世帯等への就学のための援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的理由によって就学困難と認められる児童などの保護者の負担を軽減して、就学のために必要な援助を行います。</li> <li>・学用品や修学旅行、オンライン通信費に要する費用を支援します。</li> </ul>

## (2) 生活の安定に資する支援の充実

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
生活困窮者自立支援 相談支援事業	・生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、多様化する個々の状況に応じた相談支援などを実施していきます。

## (3) 職業生活の安定と向上に資する保護者への支援の充実

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
保護者に対する 就労の支援	・保護者の就労による経済的自立を支援するため、ハローワークと連携し、就業支援を行います。
就職相談会 (再掲)	・上野原市での就労に関心がある求職者やその保護者を対象にした就職相談会を開催し、若者の就労を支援します。
潜在的な 保育人材への支援 (再掲)	・保育現場で働いたことがない、以前働いていたがブランクがあり自信がないといった方を対象に、実習を通して保育現場への就労を支援します。

## (4) 経済的支援の充実

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
経済的支援 (再掲)	・児童手当や医療費助成制度に留まらず、児童の疾病や障がいに応じた様々な支援制度を活用することで、子育ての経済的負担を軽減します。 ・多様な子育て環境が広がる中でも子育てしやすい環境づくりを目指し、家庭で育児する保護者への支援に取り組みます。
医療費の助成 (再掲)	・健康な子どもを安心して育てられるよう、病気の早期発見・早期治療を行い、子どもの健康の保持及び増進をより一層図るとともに、保護者の医療費の軽減を図るため、18歳まで通院・入院の医療費（保険診療分）を助成します。
ひとり親家庭等に関する 経済的負担の軽減	・児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成、母子自立支援給付金制度を活用し、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援します。

## 基本目標6 良好な成育環境の確保

### 現状と課題

- ・令和6年度の保育・教育施設利用外国人児童数は8人となっています。令和4年度までは横ばいまたは減少傾向にあったものの、その後は増加傾向に転じています。
- ・令和2年のひとり親世帯数は91世帯で、内訳は「母子世帯」が80世帯、「父子世帯」が11世帯となっています。ひとり親世帯数は増減を繰り返しながらも、減少傾向にあります。
- ・ひとり親家庭が抱える悩みは、多様化しています。また、その悩みや不安によるストレスを解消するため、力の弱い子どもを虐待したり、ネグレクトとなったりすることもあります。不安定な家庭環境で生活する子どもには、不登校傾向や所属機関での問題行動などが見られることもあります。
- ・令和6年度の児童扶養手当の対象者数は112人、受給者数は84人であり、いずれも減少傾向にあります。
- ・令和2年度から令和5年度においては、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成、母子自立支援給付金のほか、低所得者の子育て世帯やひとり親世帯に給付金を支給しました。
- ・就労することでひとり親の自立を促したいものの、家族構成などを理由に就労や転職に踏み切れない家庭もあります。一方で、経済的な問題から長時間働かなければならないひとり親も多く、連絡・相談の時間を確保することが難しいケースもあります。
- ・ひとり親からの相談だけでなく、子どもの所属機関や児童相談所、警察などから情報提供を受けることもあります。このような関係機関などと連携しながら、ニーズに合わせた支援の方法を検討していく必要があります。
- ・児童扶養手当の更新に合わせて声を掛けて相談につなぐなどの対応を行ってはいますが、悩みがあっても相談につなげられない家庭や相談することを拒否する家庭もあります。

### 数値目標

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
① 「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合	現状値なし	97%以上
② 「子どもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	現状値なし	90%
③ ひとり親相談員等による支援体制の充実	体制構築済み	充実

①～②：見直しの際のアンケート調査（目標値は、国が「こども大綱」で掲げている数値目標）

③：子育て保健課

**具体的な取り組み・事業**

**(1) 社会的養護を必要とするこども・若者への支援の充実**

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
要保護児童対策地域協議会 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待問題に対応するため、関係機関と連携した情報交換や児童虐待に関する広報・啓発、予防活動を行います。</li> <li>・具体的な支援に取り組むため、随時ケース会議を開催し、状況の把握や問題点の共有を行います。</li> </ul>
社会的養護を必要とするこども・若者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的養護を必要とするすべてのこどもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援等を行うとともに、児童養護施設等の充実、里親の確保等に取り組みます。また、社会的養護経験者が進学・就学等において孤立や困難を経験しやすいことを踏まえ、関係機関が連携して支援に取り組みます。</li> </ul>

**(2) ヤングケアラーへの支援の充実**

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
意識の啓発や学校での早期発見、関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーについての周知を図り、小中学校等と連携して実態把握に努めることで、ヤングケアラーに対する早期の支援を行います。</li> </ul>
児童家庭相談室 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話や面接による子育てやこどもの健康に関する相談体制を強化します。</li> <li>・相談員の資質の向上を図るとともに、こども家庭センターガイドラインに示されているこども家庭支援員等の専門職を計画的に採用していきます。</li> </ul>

**(3) ひとり親家庭への支援の充実**

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
ひとり親家庭等に関する経済的負担の軽減 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成、母子自立支援給付金制度を活用し、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援します。</li> </ul>
ひとり親家庭等の就労促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の母親が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を養成機関において取得する場合に、高等職業訓練促進費等支給事業により給付金を支給するとともに、当該制度を広く周知し、ひとり親家庭の自立を促進します。</li> </ul>
ひとり親家庭の相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の様々な問題に対して、母子父子自立支援員を中心とした関係機関と連携し、随時相談体制の充実を図ります。</li> </ul>

## 基本目標7 安心・安全な子育てができる環境の整備

### 現状と課題

- ・アンケート調査結果によると、上野原市全体における子育ての環境や支援への満足度を『高い』と回答した人は、就学前児童調査において2割未満（平均点では2.70点）、就学児調査において約1割（平均点では2.49点）となっています。
- ・公営住宅における優先入居制度は低所得や市内在住・在勤といった入居要件があるため、子育て世帯からの申し込みが少ない状況にあります。また、高齢者や障がいのある人も同制度を利用できることから、申し込みの大半がひとり暮らしの高齢者となっています。高齢者が希望しない高層階や市街地から遠い団地などには子育て世帯が入居できる可能性もあることから、申し込み時の聞き取りで細かな意向の把握に努める必要があります。
- ・市内には、大小合わせて26か所の公園があります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市が管理する公園にベンチや健康器具を設置しました。
- ・羽置の里びりゅう館などの既存施設にベビーベッドを設置するなど、子育てしやすい環境整備に努めています。
- ・死傷事故発生地域における重点整備について、地域からの要望件数が年々増加しています。すべてに対応することは難しいため、優先順位の高い箇所から整備を進める必要があります。
- ・登下校時の児童生徒の安全確保のため、交通指導員を配置しています。歩道をグリーン塗装して車道と区別している箇所もあるものの、道幅の関係でできないところも多いため、交通指導員による見守りや交通整理などが大事となります。
- ・小学校では、警察と連携して学年に応じた交通安全教室や自転車教室を実施しています。今後も交通安全教育を推進し、児童生徒の安全確保に対する意識を高める必要があります。
- ・地域における犯罪の抑止のため、コロナ禍に休止していた青色パトロールを、上野原警察署の連携のもと、再開しました。
- ・地域における防犯灯の設置や維持管理を支援していますが、防犯設備の整備に関する補助金交付規則が昭和41年から変わっていません。物価や人件費が上昇していることから、補助金交付規則の見直しが必要です。
- ・警察や地域から報告された不審者などに関する情報は、学校経由で保護者にメールで迅速に共有されています。しかし、その情報を登下校中の児童生徒に迅速に伝える方法が課題です。
- ・地域における児童生徒の見守りや交通指導、防犯パトロールなどは、PTAや地域団体、地域住民の協力を得て実施されています。しかし、PTAの運営が見直されたことで、活動は縮小しています。
- ・学校では防犯教室を実施しており、児童生徒が危険から身を守るための指導を徹底しています。児童生徒の知識の習得や意識の向上も大切ですが、地域において児童生徒を見守る組織づくりや児童生徒を守るという地域住民の意識も大切です。
- ・いじめや不登校など、児童生徒に関わる問題には、市の学校カウンセラーがきめ細かに対応しています。また、学校に配置されている県のスクールカウンセラーとも連携した対応を行っています。今後はさらにカウンセリングの需要が増える見込まれていることから、市の学校カウンセラーの増員を検討する必要があります。
- ・学校では、火災や地震、不審者侵入などを想定した避難訓練や引き渡し訓練などを計画し、定期的に行っています。また、大規模災害発生後に学校が避難場所となる場合の宿泊訓練を実施しています。

**数値目標**

項目		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
① 上野原市全体における子育ての環境や支援への満足度（1～5の平均点）	就学前児童	2.70点	3点
	就学児	2.49点	3点
② 通学路合同点検の実施		年1回実施	継続実施

①：子育て支援に関するアンケート

②：学校教育課（第2期教育振興基本計画では、令和8年度の目標値は年1回の継続実施）

**具体的な取り組み・事業**

**（1）良質な居住環境の確保**

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
公営住宅における優先入居制度	・ひとり親世帯や小さなこどものいる世帯、多子世帯など、住宅困窮度の高い子育て世帯を優先入居として取り扱うとともに、当該制度の周知に努め、積極的な活用につなげます。
公営住宅の確保に資する情報提供等	・公営住宅に関する情報を随時提供します。

**（2）安心して外出できる環境の整備**

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
公園や遊び場の整備	・身近な憩いやレクリエーションの場として、こどもや保護者などが利用しやすい公園や遊び場を、補助制度等を活用しながら、整備していきます。 ・様々な環境保全活動への支援を充実していきます。
公共施設等のユニバーサルデザイン化	・新設・改修される公共施設や道路に、ユニバーサルデザインの考え方を一層強く盛り込みます。 ・安全性の向上や案内板のわかりやすい表示など、誰もが利用しやすい環境づくりを目指します。
安心して歩行できる環境の整備	・歩行者が安心して通行できるよう、車道と歩道を分ける歩車道分離を促進します。 ・段差の解消などに配慮しながら、さらに安全で快適な道路環境を整備します。
公共施設等におけるベビーベッドの設置等	・市役所などには、既にオムツ替え用ベビーシートや多目的トイレ、授乳室を設置しており、建設予定の公共施設などへの設置にも取り組みます。 ・既存の公共施設にも設置できるよう、担当課などと協議します。
バリアフリー施設についての情報提供	・関係機関と連携し、バリアフリー施設情報などを総合的に把握します。 ・情報の一元化を図るため、市のホームページなどで情報を提供します。
こころのバリアフリーに関する啓発	・公共交通機関で妊婦などに席を譲ったり、ベビーカーなどの通行の邪魔にならないように歩道上に自転車や商品などを置かないようしたりするなど、こころのバリアフリーに関する啓発活動を行います。

### (3) 安心・安全なまちづくりの推進

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
<p>＜交通安全対策＞ 道路設備の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路パトロールで発見した危険箇所や地域より陳情や要望があった危険箇所に、カーブミラーやガードレールを設置します。</li> <li>・未改良道路は、現況の道路の危険箇所に優先順位を付けて計画的に整備します。</li> </ul>
<p>＜交通安全対策＞ 死傷事故発生地域における重点整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路パトロールで発見した危険箇所や地域より陳情や要望のあった危険箇所のうち、危険度の高い箇所を優先的に整備します。</li> </ul>
<p>＜交通安全対策＞ 生活道路における車両の進入等の抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上野原小学校の周辺道路で、時間帯による車両進入禁止などの対策を行います。</li> <li>・車両進入禁止区域が限定されるため、交通指導員による児童生徒への見守りや指導を継続して行っています。</li> </ul>
<p>＜交通安全対策＞ 交通安全教室の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを交通事故から守るため、警察や保育所、学校などの関係機関との連携体制を強化します。</li> <li>・保育所等における就学前交通安全教室、小学校における自転車安全教室など、体験型の交通安全教育を推進します。</li> </ul>
<p>＜交通安全対策＞ 交通安全教育を実施する職員の指導力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全教室の実施には指導者の育成が不可欠であるため、山梨県交通安全対策推進協議会や山梨県が主催する指導者講習会などへの交通指導員の積極的な参加を呼び掛けます。</li> </ul>
<p>＜交通安全対策＞ 通学路の安全確保に関する取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路における児童生徒目線の危険箇所等の把握に努め、関係機関と協議しながら、引き続き通学路の安全確保に取り組みます。</li> </ul>
<p>＜防犯対策＞ 地域防犯力の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールガードリーダー等による学校の防犯対策や防犯灯の整備、防犯パトロール車の導入などにより、地域における犯罪防止活動を一層強化します。</li> <li>・地域の防犯ボランティアの育成や組織化を支援し、地域の防犯力を充実させます。</li> <li>・地区や関係各所と連携し、防犯の支援を行います。</li> </ul>
<p>＜防犯対策＞ 学校等の安全管理に関する取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や警察による防犯教育を推進するとともに、防犯ブザーの点検や避難訓練、集団下校指導、防犯ボランティア会議の開催、子ども110番の家への協力依頼など、多様な防犯活動に取り組みます。</li> <li>・安全で楽しい学校生活を送れるよう、安全指導を徹底します。</li> </ul>
<p>＜防犯対策＞ 防犯設備の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区が管理する防犯灯の新設や維持に対して、補助を行います。</li> <li>・地域と連携して防犯灯を設置し、通学路の安全性の維持・向上に努めます。</li> <li>・教育・保育サービスを提供する施設において、防犯カメラや防犯用フェンスを設置するなどし、利用する児童、保護者が安心して施設を利用できるように防犯対策の向上を図ります。</li> </ul>

取り組み名・事業名	取り組み概要・事業概要
<p>＜防犯対策＞ 犯罪に関する情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察や駐在所、防犯ボランティアなどの関係機関と連携し、児童生徒の安全のための情報共有を行います。</li> <li>・学校からのおたよりやメールなどを通じて、情報を提供します。</li> </ul>
<p>＜防犯対策＞ パトロール活動の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校やPTA、地域が連携して、日頃からの見守り、ボランティアによる防犯パトロール、PTA補導部による見守りなどを行います。</li> </ul>
<p>＜防犯対策＞ 防犯講習の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が安全に敏速に避難することができるよう、学校における防犯教育や避難訓練（防犯）、警察の協力による防犯教室、集団下校の指導などを行います。</li> </ul>
<p>＜防犯対策＞ 被害に遭った こどもの保護の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもが交通事故や犯罪、いじめ、災害などの被害によって心身の危機を体験した場合に、その立ち直りを支援します。</li> <li>・教育委員会に学校カウンセラーを設置し、家庭相談員などと連携してカウンセリングやサポートによるこころのケアを行います。</li> </ul>
<p>＜防災対策＞ 防災教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度初めに、学校の防災計画や避難訓練の実施予定などを確認します。</li> <li>・災害から児童生徒や教職員の生命を守り、身体の安全を確保するための避難の仕方、安全な行動方法などの実践的な知識を養うことができるよう、防災の専門家による指導助言を避難訓練等に取り入れ、学校教育における防災教育を推進します。</li> </ul>
<p>＜防災対策＞ 避難体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校において、火災や地震、不審者侵入などを想定した避難訓練や、大規模地震を想定しての引き渡し訓練を、保護者の協力のもとに実施します。</li> <li>・教育委員会は、年度初めに学校の防災計画や避難訓練の実施予定などを確認します。</li> <li>・災害時に児童生徒の生命を守ることを第一に考え、児童生徒の防災に対する理解と意識を深め、避難行動の習熟につなげるため、避難訓練や避難体制整備を行います。</li> <li>・各学校における避難所運営マニュアルの作成と大規模災害を想定した避難訓練に取り組みます。</li> </ul>

## 第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 (第3期上野原市子ども・子育て支援事業計画)

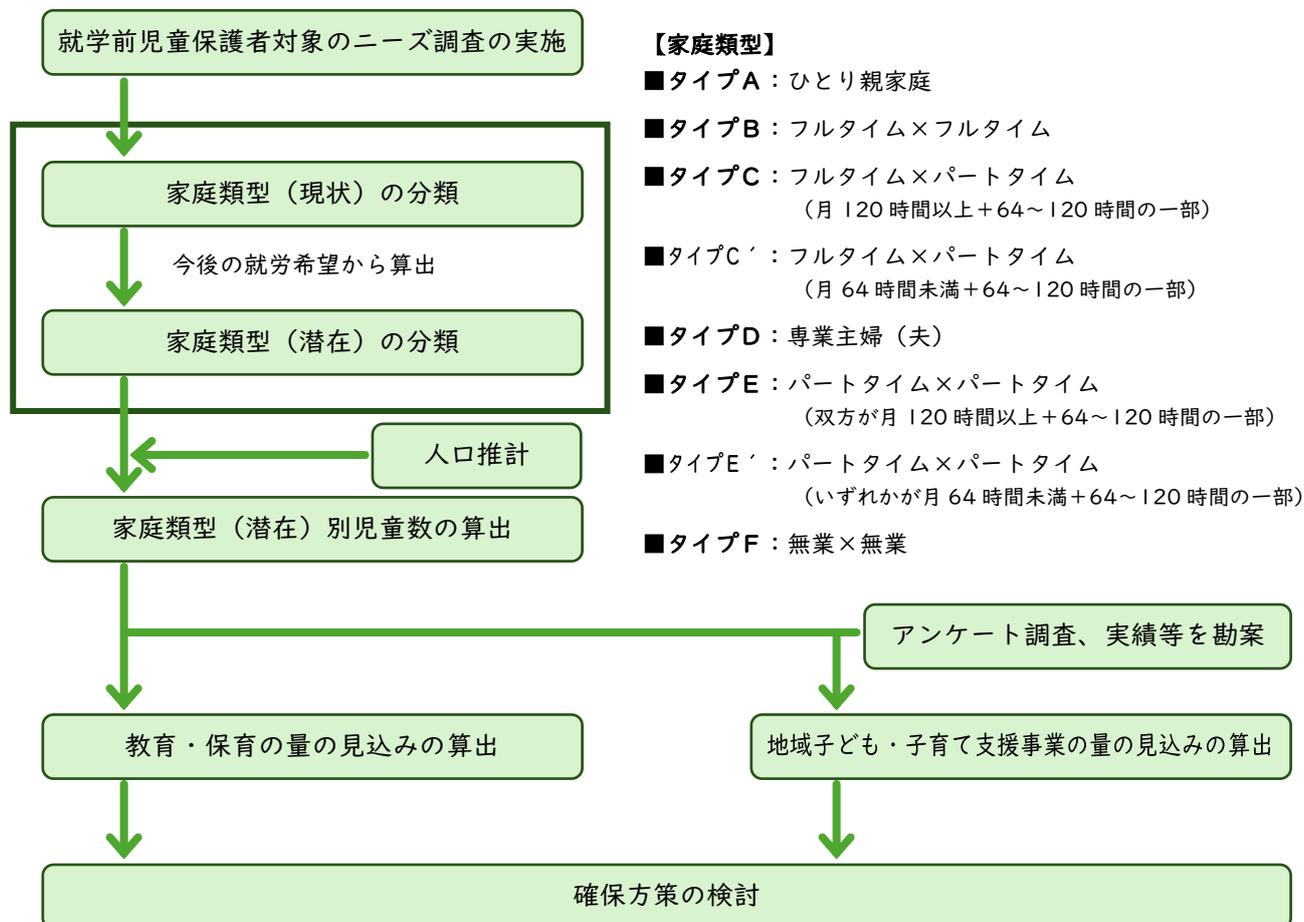
### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要があるとしています。

上記の考え方を踏まえ、本市では第1期計画以降、この教育・保育提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等の人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うために、市全域で1つの区域と定めてきました。第3期計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域と設定します。

### 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

アンケート調査結果やこれまでの実績を踏まえ、教育・保育の量や地域子ども・子育て支援事業の量を見込みます。

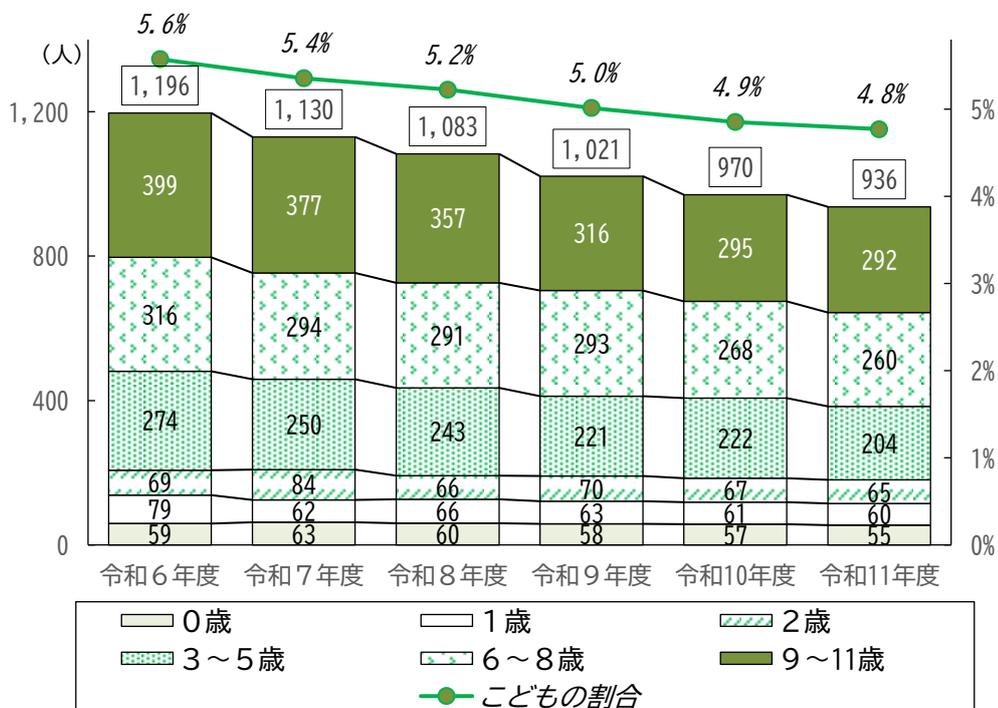


### 3 こどもの人口の見込み

令和2年度から令和6年度（4月1日時点）の性別・各歳別の平均変化率を基本に、本市の人口を推計すると、下表のとおりになります。総人口は、毎年度360人程度の減少傾向が継続すると見込まれ、計画期間の最終年度である令和11年度においては19,622人と、令和6年4月時点（21,454人）よりも1,832人減少すると推測されます。

子ども・子育て支援事業に関する11歳以下のこどもの人数は、年齢層や年度によって減少幅が異なるものの、総じて減少傾向で、令和11年度では936人、総人口に占める11歳以下のこどもの割合は4.8%まで減少することが推測されます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総人口	21,454	21,103	20,733	20,366	19,990	19,622
こどもの人数	1,196	1,130	1,083	1,021	970	936
こどもの割合	5.6%	5.4%	5.2%	5.0%	4.9%	4.8%
9～11歳	399	377	357	316	295	292
6～8歳	316	294	291	293	268	260
3～5歳	274	250	243	221	222	204
2歳	69	84	66	70	67	65
1歳	79	62	66	63	61	60
0歳	59	63	60	58	57	55



## 4 教育・保育の量の見込みと提供体制

### (1) 保育所・認定こども園・幼稚園

#### 【概要】

幼稚園は、「幼稚園教育要領」に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、「保育所保育指針」に基づき、保護者の就労や疾病などを理由に保護者が昼間就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育することを目的としています。

認定こども園は、「認定こども園教育保育要領」に基づき、幼稚園・保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供することを目的としています。

#### 【現状】

##### 1 幼稚園

令和6年度現在、市内には（私立）上野原羽佐間幼稚園、（私立）島田幼稚園、（私立）上野原幼稚園の3園が運営しています。なお、いずれの幼稚園も子ども・子育て支援制度の施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない申出を行っている幼稚園（私学助成及び就園奨励費補助の継続対象施設）ではありません。

近年、少子高齢化や共働き世帯等が増加傾向にあり、幼稚園における定員充足率が低下傾向にあります。

##### 2 保育所

令和6年度現在、市内には（公立）秋山保育所の1か所が運営しています。秋山地域の人口の減少に伴って、定員充足率は低い水準となっています。

##### 3 認定こども園

令和6年度現在、市内には（公立：保育所型）巖こども園、（公立：保育所型）上野原こども園、（私立：幼保連携型）こども園仁の3園が運営しています。

近年、少子高齢化や共働き世帯等が増加傾向にあり、認定こども園における定員充足率は横ばい傾向にあります。

【量の見込みと確保策】

各認定区分に応じた量の見込量を以下のとおり見込み、確保策を定めました。

<令和7年度>

単位：人	1号認定	2号認定		3号認定			
		教育を希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
こどもの人数	250		84	62	63		
見込み量 (A)	87	32	129	56	35	29	
<b>確保量</b>							
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	150	197		58	55	38
確認を受け ない幼稚園	上記以外の 幼稚園	/	/	/	/	/	
確保量合計 (B)	150	197		58	55	38	
過不足 (C) = (B) - (A)	63	36		2	20	9	

<令和8年度>

単位：人	1号認定	2号認定		3号認定			
		教育を希望	左記以外	2歳	1歳	0歳	
こどもの人数	243		66	66	60		
見込み量 (A)	85	31	126	44	37	28	
<b>確保量</b>							
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	150	197		58	55	38
確認を受け ない幼稚園	上記以外の 幼稚園	/	/	/	/	/	
確保量合計 (B)	150	197		58	55	38	
過不足 (C) = (B) - (A)	65	40		14	18	10	

<令和9年度>

単位：人	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
こどもの人数	221		70	63	58	
見込み量 (A)	77	28	114	47	36	27
<b>確保量</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	135	212	68	65	38
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	/	/	/	/	/
確保量合計 (B)	135	212	68	65	38	
過不足 (C) = (B) - (A)	58	70	21	29	11	

<令和10年度>

単位：人	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
こどもの人数	222		67	61	57	
見込み量 (A)	78	28	115	45	34	26
<b>確保量</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	135	212	68	65	38
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	/	/	/	/	/
確保量合計 (B)	135	212	68	65	38	
過不足 (C) = (B) - (A)	57	69	23	31	12	

<令和11年度>

単位：人	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
こどもの人数	204		65	60	55	
見込み量 (A)	71	26	105	43	34	25
<b>確保量</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	135	212	68	65	38
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	/	/	/	/	/
確保量合計 (B)	135	212	68	65	38	
過不足 (C) = (B) - (A)	64	81	25	31	13	

<3号認定の保育利用率（保育利用率＝確保量合計÷推計児童数）>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳児推計児童数 (人)	209	192	191	185	180
0～2歳児確保量合計 (人)	151	151	171	171	171
保育利用率 (%)	72.2	78.6	89.5	92.4	95.0

【今後の方向性】

第3期計画期間においては、令和7年度が見込み量のピークであることから、令和7年度の利用定員見込み数で必要な量を確保しています。

なお、子育て世代の働き方の多様化により、3号認定の保育需要については、子どもの減少数に比例せず、引き続き高い需要で推移されることが予想されます。このため、教育・保育が一体的に提供できる認定こども園への移行への支援を行うなど、子育て世代が幅広い教育・保育環境を選択できるよう、公立・私立が分担して安全な教育・保育環境の確保に努めます。

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### (1) 時間外保育事業(延長保育事業)

#### 【概要】

保育確認を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所などにおいて保育を実施する事業です。

#### 【現状】

単位：人	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間延べ利用人数(公立のみ)	2,467	2,769	2,556	2,266	2,028
1日当たり平均利用人数	10.3	11.5	10.7	9.4	8.5

#### 【量の見込みと確保策】

単位：人	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	19	18	17	17	16
確保策(B)	19	18	17	17	16
差引(B-A)	0	0	0	0	0

#### 【今後の方向性】

保育所、認定こども園(公立)においては、利用ニーズに対して必要な量を確保しています。引き続き、適切に事業を推進していきます。

## (2) 一時預かり事業（幼稚園預かり保育 など）

### 【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

当市では、公立保育所・認定こども園で行う在園児以外を対象とした一時預かり事業、私立幼稚園・認定こども園で行う、在園児を対象とした一時預かり事業を実施しています。

### 【現状】

単位：人日／年	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間延べ利用人数	57	5,492	6,376	7,651	7,590
幼稚園の在園児を 対象とした一時預かり	0	5,394	6,247	7,419	7,400
その他	57	98	129	232	190

### 【量の見込みと確保策】

単位：人日／年	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	7,008	6,807	6,198	6,223	5,723
幼稚園の在園児を 対象とした一時預かり	6,794	6,604	6,006	6,033	5,544
その他	214	203	192	190	179
確保策（B）	7,008	6,807	6,198	6,223	5,723
幼稚園の在園児を 対象とした一時預かり	6,794	6,604	6,006	6,033	5,544
その他	214	203	192	190	179
差引（B－A）	0	0	0	0	0
幼稚園の在園児を 対象とした一時預かり	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

幼稚園型の一時預かり事業では、利用ニーズに対して必要な量を確保しています。また、その他の一時預かり事業（在園児以外）では、3園の公立施設で行っており、市全体としては利用ニーズに対して必要な受け入れ数を確保しています。

なお、こども誰でも通園制度との利用区分は、引き続き、国の制度設計等に注視しながら利用状況を決めていきます。

### (3) 病児保育事業 (病児・病後児保育事業)

#### 【概要】

病児及び病後児について、病院・保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育する事業です。

#### 【現状】

単位：人日／年	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間延べ利用日数	26	36	23	6	10

#### 【量の見込みと確保策】

単位：人日／年	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (A)	30	28	27	26	25
確保策 (B)	30	28	27	26	25
差引 (B - A)	0	0	0	0	0

#### 【今後の方向性】

本市では、病後児保育を上野原こども園で実施しています。病児保育については、全県で広域利用を行うことができ、現在の体制で受け入れを確保できます。

引き続き、看護師・保育士を確保しつつ、保護者が利用しやすい環境整備に努めます。

## (4) 利用者支援事業

### 【概要】

こどもやその保護者の身近な場所で、地域の子育て支援について、こどもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを総合的に行う事業です。

### 【現状】

単位：箇所	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実施箇所数	0	0	1	1	2

### 【確保策】

単位：箇所	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
実施箇所数	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

### 【今後の方向性】

本市では、利用者支援事業として令和4年度に子育て世代包括支援センターを設置し、その後、令和6年度にはこども家庭センターに機能を移行しました。

子育て世帯に対して、子育て支援センターと連携し、身近で気軽に相談・情報提供を行える体制に取り組みます。

## (5) 放課後児童健全育成事業(学童保育所)

### 【概要】

保護者の就労などにより昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

### 【現状】

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数(8月1日時点)	208	215	228	223	230

### 【量の見込みと確保策】

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	220	213	201	185	182
1年生	68	66	63	58	57
2年生	58	56	53	49	48
3年生	47	45	43	39	39
4年生	31	30	28	26	26
5年生	8	8	7	7	6
6年生	8	8	7	6	6
確保策(B)	283	283	283	283	283
差引(B-A)	63	70	82	98	101

### 【今後の方向性】

令和6年度現在、全小学校区・7か所において学童保育を実施しており市全体での必要な量を確保しています。ただし、一部の支援単位では長期休暇期間中などの一定期間において定数を超える見込みがあるため、空き教室などを活用して待機児童が生じないよう活動の場を確保します。

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

### 【概要】

保護者の疾病などの理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設などで短期間、お子さんを預かり、必要な支援を行う事業です。

### 【現状】

単位：人日／年	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間延べ利用日数	0	0	0	0	3

### 【量の見込みと確保策】

単位：人日／年	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	3	3	3	3	2
確保策（B）	3	3	3	3	2
差引（B－A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

市内には実施施設がないため、一時預かり事業の実施施設や児童相談所と連携し、広域利用にてニーズに適切に対応していきます。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 【概要】

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【現状】

単位：人日／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用者数	0	1	12	15	68

### 【量の見込みと確保策】

単位：人日／年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	64	62	58	55	53
確保策（B）	64	62	58	55	53
差引（B－A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

令和5年度の周知活動により、今後も利用件数が見込まれます。現在の支援員体制で受け入れは十分に確保できます。

引き続き援助会員の確保に努めるとともに、利用会員が利用しやすい環境の整備に向けて取り組みます。

## (8) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

### 【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【現状】

単位：人回／年・箇所	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間延べ利用回数	2,766	3,036	3,881	5,119	6,770
実施箇所数	2	2	2	2	2

### 【量の見込みと確保策】

単位：人回／年	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	6,499	5,971	5,940	5,753	5,597
確保策（B）	6,499	5,971	5,940	5,753	5,597
差引（B－A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

令和6年度現在、2か所で実施しており、現在の体制で受け入れは十分確保できます。今後、内容の充実に取り組みます。

## (9) 乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

### 【概要】

生後120日までの乳児のいるすべての家庭を、保健師等が訪問する事業です。訪問の上、子育て環境を確認し、産婦の子育て不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、こどもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

### 【現状】

単位：件／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ訪問件数	83	63	64	55	60

### 【量の見込みと確保策】

単位：件／年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	63	60	58	57	55
実施体制（確保方策）	実施機関：子育て保健課 実施体制：保健師等				

### 【今後の方向性】

出生数に応じて実施します。

## (10) 養育支援訪問事業

### 【概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の子育て、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、子育て不安や産後うつ症状などへの予防・ケアを目的とします。

### 【現状】

単位：世帯／年	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年間延べ派遣世帯数	64	37	55	45	50

### 【量の見込みと確保策】

単位：世帯／年	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	55	55	55	55	55
実施体制（確保方策）	実施機関：子育て保健課 実施体制：保健師・家庭相談員等				

### 【今後の方向性】

事業の実施については、より効果的な支援を行うことができるよう、事業のあり方などについて取り組みながら量の確保に努めます。

## (11) 妊婦健康診査事業

### 【概要】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票及び追加検査票を交付します。

### 【現状】

単位：人／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診対象者数	123	112	110	104	110

### 【量の見込みと確保策】

単位：人／年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	101	97	94	91	88
実施体制（確保方策）	実施場所：妊婦が希望する医療機関 実施体制：医療機関との連携 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目 実施時期：初期～妊娠23週 … 4週間に1回 妊娠24週～妊娠35週 … 2週間に1回 妊娠36週～ … 1週間に1回				

### 【今後の方向性】

妊婦数に応じ、子育て保健課が主管課として、上記の内容で実施します。

## (12) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

### 【概要】

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供等を行います。

### 【今後の方向性】

第2期計画期間中、本事業及び類似事業は実施しておらず、こども計画においても見込んでいませんが、計画期間中、本市の状況及び国・県の動向などを踏まえながら必要に応じて取り組みます。

また、支援を必要とする家庭に対してより確実に支援を届けられるよう、支援を必要とする家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家庭や養育環境を整えることにより虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ取り組みを推進していきます。

## (13) 児童育成支援拠点事業【新規】

### 【概要】

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

### 【今後の方向性】

第2期計画期間中、本事業及び類似事業は実施しておらず、こども計画においても見込んでいませんが、計画期間中、本市の状況及び国・県の動向などを踏まえながら必要に応じて取り組みます。

## (14) 親子関係形成支援事業【新規】

### 【概要】

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等の実施や、参加者同士によるピアサポートを通じ、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

### 【量の見込みと確保策】

単位：人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	5	5	7	7	8
確保策（B）	5	5	7	7	8
差引（B－A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

事業対象となる児童世帯への周知に努め、親子の関係形成の構築を図ります。

## (15) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

### 【概要】

令和6年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊婦等に対し、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。なお、1組当たり面接回数は3回を見込んでいます。

### 【量の見込みと確保策】

単位：回	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	195	186	180	174	168
実施体制（確保方策）	実施機関：子育て保健課				

### 【今後の方向性】

本事業の利用が必要な家庭のニーズに適切に対応できるよう事業を実施し、伴走型の支援に努めます。

## (16) 乳幼児通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

### 【概要】

就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付で、内閣府令で定める月一定時間までの利用枠の範囲内で、満3歳未満の就学前児童が保育所（園）や幼稚園などの施設に通園し、遊びや生活の場を利用して、保護者が情報や助言を受ける事業です。

本制度は、令和7年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施します。

### 【量の見込みと確保策】

<0歳児>単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	－	3	3	2	2
確保策（B）	－	3	3	2	2
差引（B－A）	－	0	0	0	0

<1歳児>単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	－	2	2	2	2
確保策（B）	－	2	2	2	2
差引（B－A）	－	0	0	0	0

<2歳児>単位：人日	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	－	1	1	1	1
確保策（B）	－	1	1	1	1
差引（B－A）	－	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

現在、実施している保育所（園）等の一時預かり事業やニーズ調査結果をはじめ、試行的事業を実施している自治体の運営状況等の情報を収集しながら、本市における必要量等を見込むとともに、事業の実施体制・人員確保に努め、令和8年度からの事業実施を目指します。

## (17) 産後ケア事業【新規】

### 【概要】

令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴い産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です（病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型の3種類）。

### 【量の見込みと確保策】

単位：人日		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	利用者数（人）	5	5	4	4	4
	利用日数（日）	14	14	11	11	11
実施体制（確保方策）		実施機関：子育て保健課				

### 【今後の方向性】

産後ケア事業所の受け入れ体制の整備を図りながら、体調や子育てに不安を抱えている等、本事業の利用が必要な母親に適切な支援が提供できるよう事業を実施していきます。

## (18) 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事の参加に要する費用、幼稚園（未移行）における食材費（副食費）などに対する助成をする事業です。

## (19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進する事業です。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 計画の周知・啓発

本計画がこども・若者や子育て家庭への支援に関する計画であることから、まずは支援の対象となるこども・若者、子育て家庭に対する計画の周知を図ります。支援があることを知ってもらうことで、実際に支援を必要とする場合に相談や支援につなぐというねらいがあります。

また、保育・教育施設や学校、地元企業、地域などにも、積極的にこども・若者支援や子育て家庭への支援を行うことが望まれることから、計画を周知することで取り組みや事業への関心を高めることとします。その結果として、既存の支援が充実したり、新たな支援が生まれたりすることに期待します。

### 2 推進・連携体制の構築

本計画で掲げた基本理念を実現するためには、様々な分野が連携して取り組みや事業を推進する必要があります。そのため、行政としては、庁内各課の横のつながりを大切にし、支援を必要としているこども・若者や子育て家庭のすくいあげに努めます。また、市が管理する施設だけでなく、民間の保育・教育施設や子育て支援団体、地元企業、地域などとの連携にも努め、多様化する支援ニーズに柔軟に対応できる体制を整えます。さらに、行政は、支援を行う上で必要となる異なる分野間をつなぐ調整役としての役割を担います。

### 3 計画の進捗管理（P D C Aサイクル）

本計画は年度ごとに取り組み・事業の点検・評価を行い、上野原市子ども・子育て会議において報告されます。その結果、取り組み・事業の見直しが必要だと判断された場合には、次年度に向けて速やかに改善を図ります。また、計画の進捗管理には、P D C Aサイクルを活用することとします。



## 資料編

## 1 策定経過

年月日	策定経過
令和5年12月6日	<b>令和5年度 第1回上野原市子ども・子育て会議</b> ①第3期上野原市子ども・子育て支援事業計画策定について ②計画策定に係るアンケート調査について
令和6年1月11日～ 令和6年1月31日	<b>子育てに関するアンケート調査</b> ・就学前児童調査：小学校就学前の子どもをもつ保護者 435人 （有効回収326票 74.9%） ・就学児調査：小学校に通う子どもをもつ保護者 534人 （有効回収463票 86.7%）
令和6年3月25日	<b>令和5年度 第2回上野原市子ども・子育て会議</b> ①第3期上野原市子ども・子育て支援事業計画に係る調査業務結果報告書について
令和6年6月25日	<b>令和6年度 第1回上野原市子ども・子育て会議</b> ①当会議の目的及びアンケート調査結果の概要等について ②今後のスケジュールについて
令和6年10月22日	<b>令和6年度 第2回上野原市子ども・子育て会議</b> ①統計データからみる上野原市のすがたについて ②第2期上野原市子ども・子育て支援事業計画の事業評価について ③将来推計と各事業のニーズ量について
令和7年1月23日	<b>上野原市長さんと語る会（こども議会）</b> 小学校（4校）各校2名 中学校（3校）各校2名 合計14名
令和7年2月7日	<b>令和6年度 第3回上野原市子ども・子育て会議</b> ①こども計画の素案の検討
令和7年2月20日～ 令和7年3月13日	<b>パブリックコメント</b> 提出された意見 0件
令和7年3月17日	<b>令和6年度 第4回上野原市子ども・子育て会議（書面開催）</b> ①こども計画に係るパブリックコメントの実施結果及びこども計画の最終案について

## 2 上野原市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 21 日

条例第 15 号

注 令和 5 年 3 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、上野原市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。  
(令 5 条例 9・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。  
(令 5 条例 9・一部改正)

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て保健課において処理する。

(令 5 条例 28・一部改正)

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附則(平成 30 年 12 月 19 日条例第 34 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 5 年 3 月 24 日条例第 9 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 5 年 12 月 25 日条例第 28 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 上野原市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

令和5年度	氏名	所属
1 委員長	尾野明美	帝京科学大学
2 副委員長	雨宮基博	上野原市立小中学校校長会
3 委員	内田倫弘	上野原市議会
4 委員	土屋すみじ	上野原市教育委員会
5 委員	山崎佳子	民生委員・児童委員協議会
6 委員	齋藤紳悟	(学) 上野原学園(上野原幼稚園)
7 委員	小俣美代子	(学) 島田学園(島田幼稚園)
8 委員	土屋貴正	(学) 上野原羽佐間幼稚園
9 委員	城戸美香	上野原市立保育所保護者会
10 委員	松吉有理子	上野原市立小中学校PTA
11 委員	白鳥恵美子	上野原市福祉保健部
12 委員	長門みどり	上野原市子育て保健課(保育士)
13 委員	長島雅江	上野原市子育て保健課(保健師)
14 委員	小澤勇人	上野原市社会福祉協議会

令和6年度	氏名	所属
1 委員長	園山博	帝京科学大学
2 副委員長	小澤勇人	上野原市社会福祉協議会
3 委員	土屋すみじ	上野原市教育委員会
4 委員	山崎佳子	民生委員・児童委員協議会
5 委員	齋藤紳悟	(学) 上野原学園(上野原幼稚園)
6 委員	小俣美代子	(学) 島田学園(島田幼稚園)
7 委員	土屋貴正	(学) 上野原羽佐間幼稚園
8 委員	梶原由美子	(福) 神苑福社会(こども園仁)
9 委員	久保寺正史	上野原市立小中学校校長会
10 委員	金森綾子	上野原市立保育所保護者会
11 委員	佐藤満也子	上野原私立幼稚園保護者会
12 委員	志村祐司	上野原市立小中学校PTA
13 委員	山口和裕	上野原市福祉課
14 委員	長田ひとみ	上野原市子育て保健課(保育士)
15 委員	長島雅江	上野原市子育て保健課(保健師)



---

# 上野原市こども計画

令和7年3月  
上野原市 子育て保健課

〒409-0112 山梨県上野原市上野原 3163  
(総合福祉センターふじみ内)  
TEL : 0554-62-4134 FAX : 0554-30-2041

---